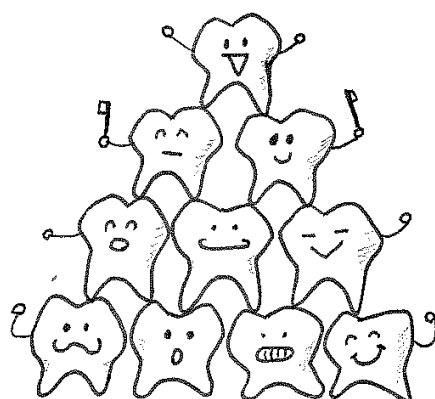


災害時歯科保健医療支援対応 マニュアル



令和3年7月

神奈川県 健康医療局
保健医療部 健康増進課

目 次

1	はじめに	
(1)	災害時の歯科保健医療の必要性	2
(2)	本マニュアル作成の背景と目的	3
(3)	本マニュアルの基本的な考え方	4
2	神奈川県における災害時の歯科保健医療対応の体制	
(1)	県の計画における位置づけ	5
ア	神奈川県保健医療救護計画	5
イ	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画	7
(2)	県の災害時歯科保健医療担当	7
ア	配置	7
イ	役割	7
(3)	関係機関・団体（神奈川県歯科医師会、地域歯科医師会、市町村等）との 連携体制及び連携のためのツール	8
ア	協定	8
イ	連携	8
ウ	「施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（集団・迅速）」	10
3	災害時における各フェーズと主な対応	
(1)	概要	12
(2)	各フェーズの動き	15
ア	フェーズ1 発災直後（発災直後～およそ1日後）	15
イ	フェーズ2 超急性期（およそ発災1日後～3日後）	16
ウ	フェーズ3 急性期（およそ発災3日後～1週間後）	18
エ	フェーズ4 亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）	21
オ	フェーズ5 慢性期（およそ発災1か月後～）	24
4	平常時の対応	
(1)	平常時の取組（本庁（健康増進課））	27
ア	体制整備	27
イ	発災前の準備	29
(2)	平常時の取組（保健福祉事務所・センター）	30
ア	体制整備	30
イ	活動の準備に関すること	31
ウ	必要物品の準備	32
5	参考・引用文献	33
6	参考資料一覧	35

1 はじめに

(1) 災害時の歯科保健医療の必要性

大規模災害時には、発災直後から回復期までの長期にわたり、災害に起因する歯科保健医療のニーズがある。

災害に起因する歯科保健医療のニーズ

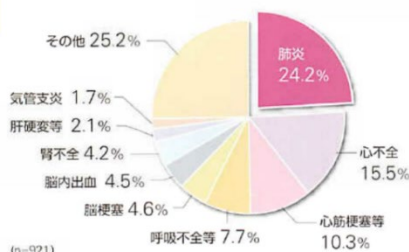
- ・発災直後、口腔顎顔面領域の外傷、義歯の紛失や破損など、応急処置が必要な人が増える。一方で、歯科医療機関が被災すると、住民への歯科医療の提供が難しくなる。
- ・避難生活では、口腔ケア用品や水の不足、洗面所が使えないなど、通常の生活と同じ環境での口腔ケアが行えなくなる。特に、高齢者は口腔ケアが行えないことで誤嚥性肺炎になる可能性が高くなり、災害関連死につながるリスクとなる。
- ・義歯の状態、非常食の形態、口の機能などに問題があると、食べることに影響を及ぼし、栄養摂取不良による体調の悪化が起こりやすくなる。
- ・避難生活の長期化は、歯科疾患の発生や悪化につながり、全身の健康を脅かす事態が起こってくる。

最優先されるべきは「命を守る」取組であり、災害関連死の一因である誤嚥性肺炎を予防するためには、発災直後からの口腔ケアへの対応が必要であることが過去の経験から明らかになってきている。

災害の規模、種類、発生場所、発生時間帯、発生時期などにより歯科保健医療のニーズは異なる。関係機関等が連携し、求められている歯科保健医療のニーズを的確に把握し、発災後、迅速に対応にあたることができれば、県民の生命と健康を守ることができる。

大規模災害発生時の口腔ケア活動の意義と実際

阪神・淡路大震災（95年）における『関連死』の死因別割合



95年の阪神・淡路大震災で、関連死（地震が直接の原因ではない死）のうち最も多かったのは肺炎でした。一般に、肺炎のうち何割かは誤嚥性肺炎と言われます。避難所生活では口腔の衛生状態を保つのが難しいことも一因となって、特に高齢者で肺炎などの呼吸器感染症が増える危険性があります。

資料：神戸新聞（2004年5月14日付）

新潟県中越地震（04年）の際に行われた歯科医療救護活動



04年の新潟県中越地震で、現地の歯科衛生士が行った歯科医療救護活動は、「義歯の清掃」が最も多く20.3%を占めました。なお、災害直後は避難所での「歯科救護物資の配布」などが中心で、被災者が自宅等に移るころには、「口腔衛生指導」などの割合が増えました。資料：日歯学誌 1(2)、2007

出典：「大規模災害発生時における口腔ケア活動の意義と実際」
中久木康一

（２）本マニュアル作成の背景と目的

本マニュアル作成の背景には、大きく次の３点がある。

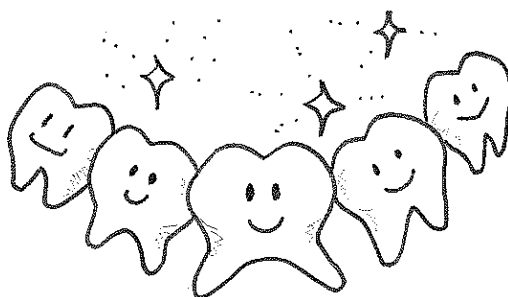
背 景

- ・神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（平成30年10月一部改定）において、災害時歯科保健対策マニュアル等の作成について明記している。
- ・神奈川県保健医療救護計画（令和２年10月改定）で災害時の歯科保健医療活動が位置づけられている。
- ・本県では、本庁（健康増進課）及び各保健福祉事務所・センターに歯科職（歯科医師・歯科衛生士）が配置されている。この配置を活かせる神奈川県独自の災害時の歯科保健医療体制を明確に示すものが必要である。

次の目的を達成するために、本県（本庁及び保健福祉事務所・センター）の災害時歯科保健医療支援対応に関するマニュアルを作成する。

目 的

- ・県歯科職の平時及び発災時の動きを明確にする。
- ・県関係部署や他職種との連携を取りやすくする。
- ・市町村の災害時歯科保健医療担当者との連携を取りやすくする。
- ・県歯科医師会、県歯科衛生士会等関係団体との連携を取りやすくする。
- ・県歯科職が不在の際にも、所属で災害時歯科保健医療支援対応を担えるようにする。



（３）本マニュアルの基本的な考え方

本マニュアルは、災害時に県歯科職が歯科保健医療活動の支援を実施するために、平時からの体制整備と災害フェーズ毎の活動を記載した。フェーズの記載方法は、神奈川県保健医療救護計画に準じた（P12 コラム参照）。

なお、災害規模の想定、整合性を考慮した計画等は、次に示す。

災害規模の想定

「神奈川県保健医療救護計画」と同様に、県内各地で甚大な被害の発生が予想される広域的な地震等の災害や集中豪雨等の局地的な災害を想定している。

整合性を考慮した計画等

- ・「神奈川県地域防災計画」の個別計画である「神奈川県保健医療救護計画」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の災害時歯科保健対策及び、保健福祉事務所・センターの「災害時活動マニュアル」との整合を図った。必要な際には随時改訂を行う。
- ・神奈川県歯科医師会、神奈川県歯科衛生士会、地域歯科医師会等の関係団体との連携が重要であるため、「一般社団法人神奈川県歯科医師会 大規模災害時行動計画」（改訂版 2019 年 4 月）や「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2021」（公益社団法人 日本歯科衛生士会）、地域歯科医師会の大規模災害時行動計画等を参考に作成した。今後も連携に関する検討を重ね、必要時に改訂する。
- ・歯科と関連する保健福祉対策分野（保健、栄養、精神保健等）との調整では、特に保健師活動チームや栄養士チーム及び管内市町村との連携が重要である。そのため、「大規模災害時における県保健師活動マニュアル」及び「災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を参考に作成した。今後も連携に関する検討を重ね、必要時に改訂する。
- ・保健福祉事務所・センターと関係機関等との連携体制は、地域の実状に合わせた検討・調整を要するので、ここでは平準化できる部分を示した。

2 神奈川県における災害時の歯科保健医療対応の体制

(1) 県の計画における位置づけ

ア 神奈川県保健医療救護計画

神奈川県保健医療救護計画（P14、P31）において、本庁と保健福祉事務所・センターそれぞれの体制の中に、歯科保健医療が「Ⅵ 歯科医療・口腔ケア」として位置づけられている（図1、2）。

図1 神奈川県の体制（本庁）（神奈川県保健医療救護計画 P14）

保健医療調整本部班 【県保健医療調整本部】	【責任者・本部長】 健康医療局長	（本部内支援） 総務担当	【責任者】 医療危機対策本部長 【所管課】 医療危機対策本部室 総務室	・統制部との連絡調整 ・本部体制のローテーション編成 ・職員等の宿舍、給食の手配 ・県職員の派遣手続き 等
	Ⅰ 医療（急性期） DMAT調整本部	【責任者】 統括DMAT 【所管課】 医療危機対策本部室	・神奈川県DMAT、神奈川県DMAT-Lの派遣 ・他都道府県DMATの受入れ及び派遣 ・広域医療搬送に係る調整（ドックを含む） ※災害拠点病院等と直接調整する	
		①DMAT ②神奈川県DMAT-L		
	Ⅱ 精神医療 DPAT調整本部	【責任者】 統括DPAT 【所管課】 がん・疾病対策課	・かながわDPAT、他都道府県のDPATの受入れ及び派遣 ※医療機関と直接調整する	
		③DPAT		
	Ⅲ 医療（亜急性期～慢性期） 医療調整担当	【責任者】 災害医療担当課長 【所管課】 医療危機対策本部室 がん・疾病対策課	・神奈川県医療救護班の派遣 ・他都道府県の医療救護班等の受入れ及び派遣 ・小児・周産期に係る調整 ・医療的ケアが必要な要配慮者（人工透析患者、難病患者等）対応 ・医療搬送に係る調整 ・各地域との連絡調整 ※⑥⑦は各団体内調整となる場合有	
		④都道府県医療救護班 ⑤その他の救護班 ⑥JMAT ⑦日本赤十字社救護班		
	Ⅳ 薬剤調達等 薬剤師・医薬品等調整担当	【責任者】 薬務課長 【所管課】 薬務課	・医薬品の確保、配分及び搬送等の調整 ・薬剤師チームの受入れ及び派遣 ・各地域との連絡調整	
		⑧薬剤師チーム		
	Ⅴ 保健活動 保健師活動チーム調整担当	【責任者】 健康増進課長 【所管課】 健康増進課	・保健師活動チームに係る各種調整 ・保健師等派遣チームの受入れ及び派遣 ・各地域との連絡調整	
		⑨保健師活動チーム・保健師等派遣チーム		
	Ⅵ 歯科医療・口腔ケア 歯科医療・口腔ケア担当	【責任者】 健康増進課長 【所管課】 健康増進課	・歯科医療救護班の受入れ及び派遣 ・各地域との連絡調整	
		⑩歯科医療救護班		
Ⅶ 栄養支援 栄養支援担当	【責任者】 健康増進課長 【所管課】 健康増進課	・栄養士チームの受入れ及び派遣 ・各地域との連絡調整		
	⑪栄養士チーム			
Ⅷ 精神保健 精神保健担当	【責任者】 がん・疾病対策課長 【所管課】 がん・疾病対策課	・こころのケアチームの受入れ及び派遣 ・各地域及びDPAT調整本部との連絡調整		
	⑫こころのケアチーム			
Ⅸ 防疫 防疫担当	【責任者】 医療危機対策企画担当課長 【所管課】 医療危機対策本部室	・感染症対応及び防疫活動 ・予防接種の実施 等に係る調整		
Ⅹ 環境衛生 環境衛生担当	【責任者】 生活衛生課長 【所管課】 生活衛生課	・避難所での環境衛生指導等の調整 ・動物関連業務等に係る調整		
Ⅺ 食品衛生 食品衛生担当	【責任者】 生活衛生課長 【所管課】 生活衛生課	・避難所での食品衛生指導等の調整		
Ⅻ マネジメント支援 DHEAT調整担当	【責任者】 管理担当課長 【所管課】 総務室	・県保健医療調整本部へのDHEATの受入れ ・各保健所へのDHEATの派遣		
	⑬DHEAT			

図2 神奈川県体制（保健福祉事務所・センターの標準的な例）
（神奈川県保健医療救護計画 P31）

保健福祉事務所・ 保健福祉事務所センター	【責任者】 保健福祉事務所長 保健福祉事務所セ ンター所長	(内部支援) 調整班	【責任者】 管理課長 管理企画課長 【所管課】 管理課 管理企画課	・現地対策本部連絡員 ・所内調整会議設営 ・所内のローテーション編成 ・⑬DHEATの受入れ ・職員の宿舍手配 ・職員の給食手配 等 ・上記以外の管理課、 企画調整課、管理企 画課の所管事項
※所長は現地対策本部保健福祉部の部長となる。 ※保健福祉事務所の各部長は所長を補佐して所管課を統括する。				
Ⅲ 医療 Ⅳ 薬剤調達等 災害医療班 【地域災害医療対策会議事務局】	【責任者】 企画調整課長 ※会議の座長は所長 管理企画課長 【所管課】 企画調整課 管理企画課	・関係機関との連絡調整、情報の整理・共有 ・市町村、医療機関等の被害状況把握 ・保健福祉事務所センターとの連絡調整 ・管内医療資源（医薬品等を含む）の状況把握 ・不足する医療資源（医薬品等を含む）に係る 支援及び応援要請 ・DMATからの情報引継ぎ ・派遣された救護班の受入れ及び管内への派遣 ・小児・周産期及び人工透析に係る調整 ・管内及び管外への医療搬送に係る調整 ・保健医療調整本部における災害医療班の各担 当 との調整 ※⑥⑦は各団体内調整となる場合有		
V 保健活動 Ⅵ 歯科医療・口腔ケア Ⅶ 栄養支援 Ⅷ 精神保健 Ⅸ 防疫 保健福祉班	【責任者】 保健福祉課長 保健予防課長 生活福祉課長 【所管課】 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 ※責任者及び所管課は、所の 判断で変更可		・管内避難所等の状況把握 ・DPATからの情報引継ぎ ・本県の保健師活動チームによる被災市町村保 健 師活動の支援調整 ・保健師等派遣チームの受入れ及び管内への派 遣 ・本県及び他都道府県の歯科医療救護班の受入 れ 及び管内への派遣 ・本県及び他都道府県の栄養士チームの受入れ 及び管内への派遣 ・本県及び他都道府県のこころのケアチームの 受入れ及び管内への派遣 ・感染症対応及び防疫活動 ・上記以外に係る保健福祉課、保健予防課及び 生活福祉課の所管事項 （生活福祉課は、該当所のみ） ・医療的ケアが必要な要配慮者への支援 ・保健医療調整本部における保健福祉班の各担 当 との調整	
X 環境衛生 Ⅺ 食品衛生 生活衛生班	【責任者】 食品衛生課長 環境衛生課長 生活衛生課長 【所管課】 環境衛生課 食品衛生課 生活衛生課 ※責任者及び所管課は、所の 判断で変更可		・管内避難所等の状況把握 ・避難所での衛生指導 ・動物関連業務 ・上記以外に係る環境衛生課、食品衛生課及び 生活衛生課の所管事項 （生活衛生課は、該当所のみ）	

イ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画において、災害時歯科保健対策で県が取り組むべきこと（施策の方向）が、明記されている。

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画 P53

- 県は、被災直後の応急及び中長期的な被災生活における歯科保健対策に関する災害時歯科保健対策マニュアル等を、県歯科医師会における災害時の対応マニュアルと整合を図り、新たに作成します。
- 県は、発災時に、市町村、県歯科医師会及び県歯科衛生士会と連携し、被災者の口腔ケアと口腔機能の維持に取り組みます。
- 県は、発災時に、地域歯科医師会及び管内市町村と連携を取りながら管内の歯科医療機関の被災状況や歯科医療救護体制等の情報収集の支援を行います。
- 県は、保健師活動チームや栄養士及び管内市町村と連携を取り、歯科標準アセスメント票等を活用しながら、管内の避難所等の歯科医療及び口腔ケアニーズを情報集約（特に、子どもや高齢者等の要配慮者を中心としたニーズ把握）し、歯科医療救護班の応援要請や受入体制を含む配置調整の後方支援を実施します。

（２） 県の災害時歯科保健医療担当

ア 配置

県の災害時歯科保健医療（歯科医療・口腔ケア）の主管課は、本庁は健康増進課、保健福祉事務所・センターは保健福祉課である。本庁と保健福祉事務所・センターそれぞれに歯科職が配置されている。

イ 役割

担当者（主に歯科職）は、平時から、関係機関や多職種と連携して、切れ目のない歯科保健医療活動支援が提供できる体制を整備する。災害時には、歯科保健医療活動に必要な情報収集・連絡調整等を行う。ただし、発災直後は、所属としての体制整備・支援活動が優先される。

なお、災害時歯科対応の重要な役割の１つに身元確認への協力もあるが、県健康医療局歯科職が直接的に担当しないため、本マニュアルには記載しない。

（ア） 本庁（健康増進課）

災害時には、県保健医療調整本部長の指揮下で、歯科医療救護班*の受入れ及び派遣、各地域との連絡調整を行う。

* 歯科医療救護班について

定義（神奈川県保健医療救護計画 P48）

歯科医療救護班は、日本歯科医師会や、神奈川県歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成され、主に避難所等における歯科医療活動、避難所等における口腔ケア活動を行う。

指揮系統の位置づけ（同 P12、P76、77）

歯科医療救護班は、DMAT や医療救護班等の医療救護活動とは異なり、保健活動チームの中に位置づけられている。

（イ） 保健福祉事務所・センター

地域歯科医師会及び管内市町村と連携を取りながら管内の歯科医療機関の被災状況や歯科医療救護体制等の情報収集の支援を行う。

保健福祉事務所・センター内で編成された保健師活動チームや栄養士チーム及び管内市町村と連携を取り、「施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（集団・迅速）」（以下、「歯科口腔保健ラピッドアセスメント票」と表記する）（参考資料 1、2）等を活用しながら、管内の避難所等の歯科医療及び口腔ケアニーズに関する情報を集約（特に子どもや高齢者等の要配慮者を中心としたニーズ把握）し、歯科医療救護班の応援要請や受入体制を含む配置調整の後方支援を実施する。

（３）関係機関・関係団体（神奈川県歯科医師会、地域歯科医師会、市町村等）との連携体制及び連携のためのツール

ア 協定

- ・県は、神奈川県歯科医師会と災害時の医療救護活動についての協定*を結んでいる。
- ・神奈川県歯科衛生士会は、神奈川県歯科医師会と災害時の歯科医療救護活動に関する協定**を結んでいる。

協定書の参照先

- * 神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和 2 年 10 月）○第 3 章 資料 3－9－6
一般社団法人神奈川県歯科医師会 大規模災害時行動計画（改訂版）2019 年 4 月 参考資料 9
- ** 同 参考資料 14

イ 連携

（ア）災害時の連携体制

県は災害時の歯科医療・口腔ケア活動の連携体制（図 3）の構築にむけて、体制整備をしている。

（イ）平時の連携体制の強化

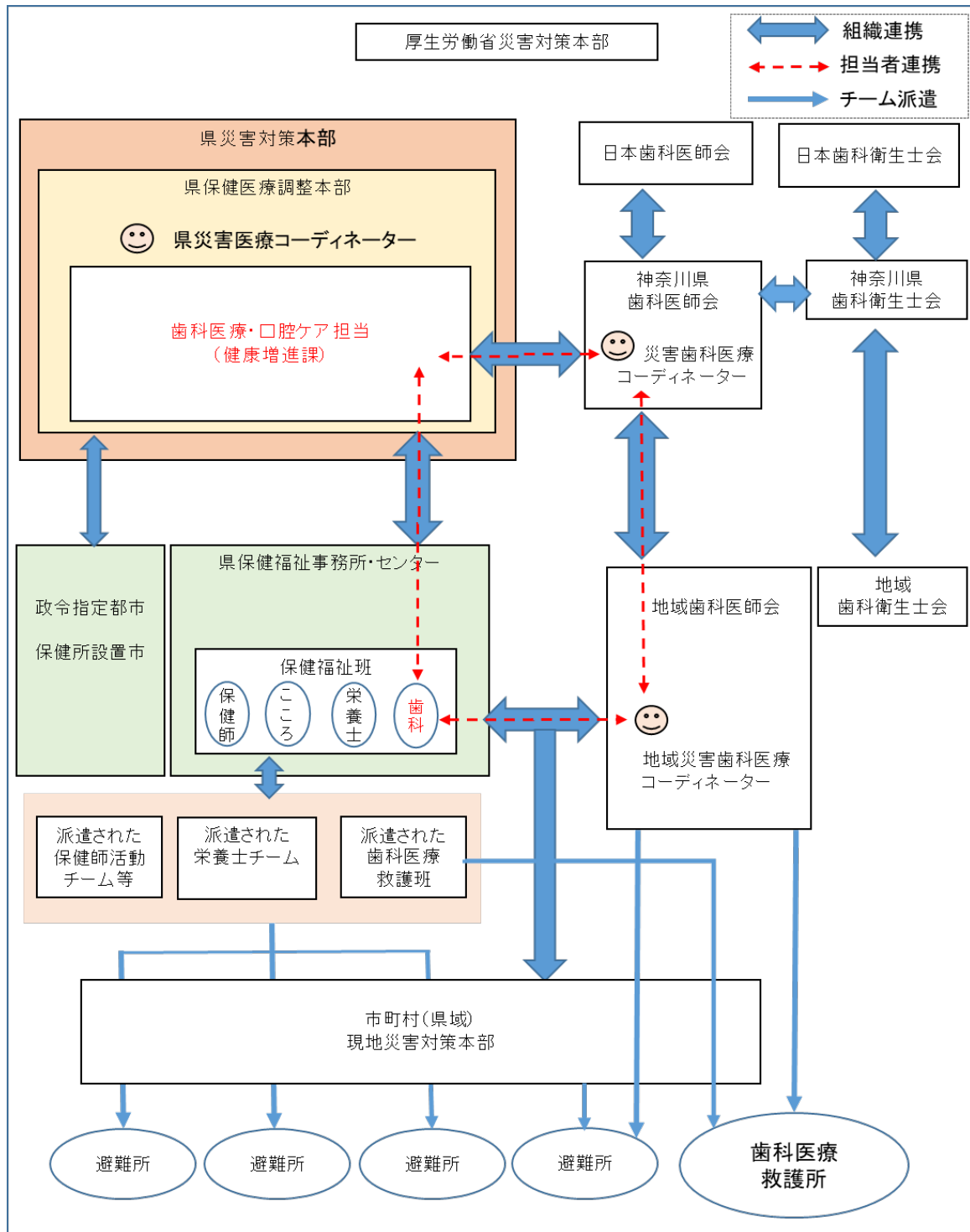
本庁（健康増進課）

災害時歯科保健医療に関する研修会の開催、会議等における関連機関との災害時体制整備に関する連携の強化を行っている。

保健福祉事務所・センター

災害時歯科口腔保健対応対策事業を通して、地域歯科医師会、市町村等と災害時の歯科保健医療対応についての検討や研修を実施している。

図3 災害時の歯科医療・口腔ケア活動の連携体制



【災害歯科医療コーディネーター】神奈川県歯科医師会の災害対策・警察歯科担当理事及び委員で構成され、歯科医師会統括を補佐し、災害の対応計画に助言を行う。

【地域災害歯科医療コーディネーター】地域歯科医師会本部に帰属し、市町村災害対策本部や地域災害医療対策会議との連携を行うことが想定されている。

ウ 「施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（集団・迅速）」

歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（参考資料1、2）は、避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健ニーズを迅速かつ概括的に把握し、現地災害対策本部（災害公衆衛生活動の歯科部門）に伝達して支援調整に役立てる目的で、歯科関係団体が共有する全国統一された標準版の情報収集ツールである。

本県においても、歯科口腔保健ラピッドアセスメント票を活用して施設・避難所等の歯科口腔保健ニーズの情報を収集し、関係機関等との連携体制を構築することを目指している（図4）。

保健福祉事務所・センターは、平時から歯科口腔保健ラピッドアセスメント票の普及に努める。災害時は、主に歯科医療救護班や避難所等へ派遣される専門職から歯科口腔保健ラピッドアセスメント票を介して伝達された情報を集約し、総括表（参考資料3、4）にまとめた上で、健康増進課に情報を送り、支援調整に役立てる。

なお、派遣される専門職等に対し、歯科口腔保健ラピッドアセスメント票の使い方を説明する際には、災害時歯科保健医療支援アクションカード（参考資料5）を用いる。

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速） 日本歯科医師会統一版

避難所等の名称	避難所等の立地する市町村名	
評価年月日 曜日	年 月 日 ()	避難所等の責任者氏名 連絡先 ()
時間 AM/PM 時 分	人 (月 日調査)	※ 避難所への入居をすべてチェックする ① 避難所からの避難者 ② 避難所からの避難者 ③ 避難所からの避難者
避難所等の人数 (前回の調査と比べて増減している人数)	① うち高齢者 (高齢者)	② うち高齢者 (高齢者)
③ うち高齢者 (高齢者)	④ うち高齢者 (高齢者)	⑤ うち高齢者 (高齢者)
避難所に在籍している避難者数	⑥ うち高齢者 (高齢者)	⑦ うち高齢者 (高齢者)
避難所名	氏名	氏名
避難所名	氏名	氏名
避難所名	氏名	氏名

参考資料参照

項目	評価項目 (※ 評価項目は必ずしも評価項目に限定されず)	評価	評価理由
(1) 歯科保健医療の確保	① 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	① 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	② 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	② 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	③ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	③ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	④ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	④ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑤ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑤ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑥ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑥ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑦ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑦ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑧ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑧ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑨ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑨ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑩ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑩ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑪ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑪ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑫ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑫ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑬ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑬ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑭ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑭ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑮ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑮ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑯ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑯ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑰ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑰ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑱ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑱ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑲ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	⑲ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	⑳ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉑ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉒ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉓ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉔ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉕ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉖ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉗ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉘ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉙ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉚ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉛ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉜ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉝ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㉞ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㉟ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊱ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊲ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊳ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊴ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊵ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊶ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊷ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊸ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊹ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊺ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊻ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊼ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊽ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊾ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)
歯科保健医療の確保	㊿ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)	1. あり、2. ない、3. 不明	㊿ 歯科保健医療の確保 (歯科保健医療の確保)

災害時歯科保健医療支援アクションカード

全員共通

《避難所等歯科標準アセスの説明》

- ☐ 本部に集合
- ☐ 名札の着用
- ☐ 本部の指示で、各チーム編成（結果を本部白板に記載）
- ☐ アセス票・持参物品の確認、交通手段等の確認、天候の確認
- ☐ 担当部署へ出発

↓

《担当部署》

避難所（一般）

福祉避難所
高齢者・障がい者・福祉施設等

病院

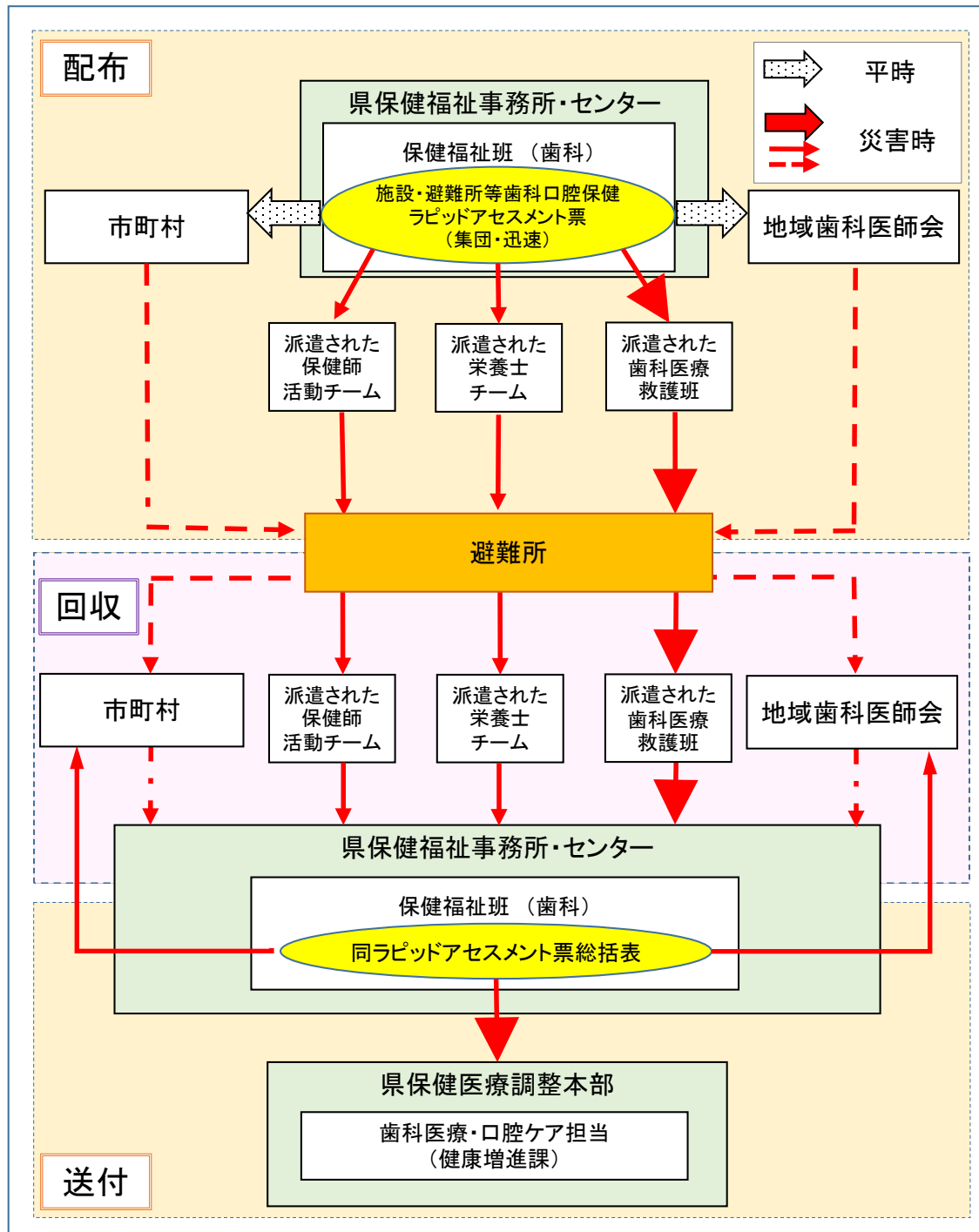
各アクションカード参照

↓

《帰着後》

- ☐ チーム内での共有情報内容の再確認（ポイント記録）
 - ・避難所等の状況共有
 - ・実施上の課題整理
 - （人員物品の過不足、アクセス、その他トラブル等情報）
- ☐ 代表者が本部に報告（メモ提出）
- ☐ 標準アセス票の提出と小計表への記載（PCへの入力）

図4 「施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票
(集団・迅速)」の動き



3 災害時における各フェーズと主な対応

(1) 概要

神奈川県保健医療救護計画においては、歯科医療・口腔ケアに関する所管課である健康増進課は、保健医療調整本部長の指揮下で、「歯科医療救護班の受入れ及び派遣調整」を行う。

保健福祉事務所・センターは、地域の保健医療活動の拠点として、県保健医療調整本部と連携しながら、現地対策本部保健福祉部長（所長）の指揮の下で、管内の保健医療活動の総合調整を行う。歯科医療・口腔ケアに関しては保健福祉班（保健福祉課が含まれる）として「本県及び他都道府県の歯科医療救護班の受入れ・派遣調整」や管内の公衆衛生活動として歯科保健活動支援が位置付けられている。

そこで、健康増進課及び保健福祉事務所・センターにおける歯科医療・口腔ケア担当者の役割について、フェーズ1～5までの動きの概要を図5-1、5-2に示した。

また、「各フェーズの動き」及び「具体的な災害時歯科保健医療支援対応の流れ」について次頁より記載した。

神奈川県の災害フェーズの分類について 神奈川県保健医療救護計画P61

- 災害発生時の保健医療活動は、時間の経過による保健医療ニーズに応じて対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定及び対応を迅速に行うことができるよう、予め災害フェーズを設け、各フェーズに応じた対応を定めておく必要がある。
- 国の中央防災会議防災対策推進検討会議において分類されているフェーズを参考にして、次の6つのフェーズに分類し、それぞれの段階における医療ニーズに応じた対応をすることとする。

フェーズ名	時期
フェーズ0：静穏期	平時
フェーズ1：発災直後	発災直後～およそ1日後
フェーズ2：超急性期	およそ発災1日後～3日後
フェーズ3：急性期	およそ発災3日後～1週間後
フェーズ4：亜急性期	およそ発災1週間後～1か月後
フェーズ5：慢性期	およそ発災1か月後～

- なお、フェーズの間隔や進行は、災害の規模や種類に応じて変動する可能性があるほか、段階どおり進行するとは限らないことに留意する必要がある。

図5-1 フェーズ分類と神奈川県 歯科医療・口腔ケア担当者の役割 (前半)

			フェーズ1 発災直後 (発災直後～およそ1日後)	フェーズ2 超急性期 (およそ発災1日後～3日後)	3～
本庁 (健康増進課)	体制整備・ 情報処理	直接的 対応	連絡手段の確保	連携体制の確立 県歯科職の配置調整 歯科医療救護班の組織化状況の把握	
		2次的 対応	全県的被災状況の情報把握と情報整理 EMIS等による歯科対応事象の確認		
	歯科医療救護班等 の調整	直接的 対応		県歯科医師会等と協議準備 歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整	
		2次的 対応		歯科医療救護班のための関連情報の提供	
保健福祉事務所・センター	体制整備・ 情報処理	直接的 対応	連絡手段の確保	連携体制の確立 管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握 歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集・報告	
		2次的 対応	管内被災状況の把握		
	歯科保健医療活動の支援	直接的 対応		歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整 地域歯科医師会、市町村と協議準備 歯科口腔保健アセスメント票等の活用準備	
		2次的 対応		EMIS等による歯科口腔外科のある医療機関情報の把握 (保健師)避難所情報日報等からの歯科ニーズ把握 (栄養)給食施設被災状況報告等からの歯科ニーズ把握 歯科医療救護班のための関連情報の提供	
関連事項			災害対策本部(保健医療調整本部班)・地域災害対策本部の立上げ	情報発信	
			地域災害医療対策会議／地域歯科医師会対策本部の立上げ	情報発信	
			EMISへの保健医療活動等に係る情報掲載 (使用できない場合はFAX、MCA無線、衛星携帯電話、防災行政無線等による把握)		
				県及び市町村からの被災状況の発表 市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表 厚生労働大臣の災害救助法適応地域の発表(発災日遡り) 警察歯科医の身元確認活動への参加	

図5-2 フェーズ分類と神奈川県 歯科医療・口腔ケア担当者の役割（後半）

～2	フェーズ3 急性期 (およそ発災3日後～1週間後)	フェーズ4 亜急性期 (およそ発災1週間後～1か月後)	フェーズ5 慢性期 (およそ発災1か月後～)			
	連携体制の維持・情報共有			直接的対応	体制整備・ 情報処理	(歯科医療・口腔ケア担当所管課)
	県歯科職の配置調整					
	歯科医療救護班の対応状況の把握					
	被災市町村での歯科保健医療ニーズの把握					
	歯科保健医療資機材の調達に関する情報収集・後方支援					
	全県的被災状況の情報把握と情報整理			2 次的 対応		
	EMIS等による歯科対応事象の確認					
	歯科保健医療活動方針決定・再検討(県歯科医師会等と協議)			直接的 対応	歯科医療救護班等 の調整	
	歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整					
	歯科保健医療活動の状況集約・報告					
	歯科医療救護班のための関連情報の提供			2 次的 対応		
	庁内関係各課との連携調整					
	連携体制の維持・情報共有			直接的 対応	体制整備・ 情報処理	保健福祉事務所・センター
	管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握					
	歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集・報告					
	管内被災状況の把握			2 次的 対応		
	歯科救護所及び避難所における評価					
	歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整			直接的 対応	歯科保健医療活動の 支援	
	歯科保健医療活動方針決定支援(地域歯科医師会、市町村と協議等)					
	歯科口腔保健ラピッドアセスメント票の運用					
	歯科医療救護班と他職種支援チームとの連携調整					
	歯科医療救護班等から活動状況の報告集約					
	避難所等における管内市町村の歯科保健対策状況確認					
	通常業務の再開検討					
	EMIS等による歯科口腔外科のある医療機関情報の把握			2 次的 対応		
	(保健師)避難所情報日報等からの歯科ニーズ把握					
	(栄養)給食施設被災状況報告等からの歯科ニーズ把握					
	歯科医療救護班のための関連情報の提供					
	県災害対策本部・保健医療調整本部／県歯科医師会対策本部からの情報発信				関連事項	
	地域災害対策本部・地域災害医療対策会議／地域歯科医師会対策本部からの情報発信					
	EMISへの保健医療活動等に関する情報掲載 (使用できない場合はFAX、MCA無線、衛星携帯電話、防災行政無線等による把握)					
	県及び市町村からの被災状況の発表					
	市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表					
	厚生労働大臣の災害救助法適応地 域の発表(発災日遡り)					
	警察歯科医の身元確認活動への参加					

(2) 各フェーズの動き

ア フェーズ1 発災直後（発災直後～およそ1日後）

主な保健医療ニーズ（神奈川県保健医療救護計画 P62）

- ・傷病者が広域で同時多発し、医療ニーズが短期間で拡大
- ・主に軽症者が自力で救護所等に殺到
- ・延焼や落下物による徒歩帰宅中の死傷者の発生

(ア) 県歯科医療・口腔ケア担当者の動き

本庁（健康増進課）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連絡手段の確保（情報収集窓口の確認） ・庁内関連部署（県災害対策本部等） ・各保健福祉事務所・センター ・国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部） ・県内政令指定都市 ・県内保健所設置市 ・県歯科医師会
2次的対応	◆全県的被災状況の情報把握と情報整理 ◆EMIS 等による歯科対応事象の確認 ・DMAT 活動状況、災害拠点病院等県内医療機関の被災状況、稼働状況の情報の確認

保健福祉事務所・センター

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連絡手段の確保（情報収集窓口の確認） ・県保健医療調整本部の歯科医療・口腔ケア担当（健康増進課） ・管内歯科医師会、管内歯科衛生士会 ・市町村の歯科担当
2次的対応	◆管内被災状況の把握 ・現地災害対策本部方針の把握 → 歯科関連の情報把握、情報整理

(イ) 関連事項

本庁（健康増進課）及び保健福祉事務所・センター

- ・災害対策本部（保健医療調整本部）・地域災害対策本部の立上げ
- ・地域災害医療対策会議／地域歯科医師会対策本部の立上げ
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載（使用できない場合は FAX、MCA 無線、衛星携帯電話、防災行政無線等による把握）

イ フェーズ2 超急性期（およそ発災1日後～3日後）

主な保健医療ニーズ（神奈川県保健医療救護計画 P64）

- ・傷病者が広域で同時多発し、医療ニーズが短時間で拡大
- ・救助された外傷系の傷病者の医療機関への搬送本格化
- ・入院患者数の増大、被災地外への患者搬送の本格化

（ア） 県歯科医療・口腔ケア担当者の動き

本庁（健康増進課）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連携体制の確立 ・庁内関連部署（県災害対策本部等）、県歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部若しくは政府現地対策本部等）との連携体制確立、情報共有 ・各保健福祉事務所・センターへ県本部方針等の伝達、及び各保健福祉事務所・センターから情報収集 ◆県歯科職（健康増進課及び被災地保健福祉事務所・センター）の配置調整（受援支援調整を含む） ◆歯科医療救護班（P7参照）の組織化等対応状況の把握 ・県歯科医師会対策本部への歯科医療救護班の立上げ状況確認 ・必要に応じ、日本歯科医師会、国（国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部））、歯科大学等に、派遣要請
2次的対応	◆全県の被災状況の情報把握と情報整理→歯科関連の情報把握、情報整理 ◆EMIS等による歯科対応事象の確認 ・DMAT活動状況、災害拠点病院等県内医療機関の稼働状況や歯科的な救急医療患者の有無等の確認、各市町村災害対策本部からの情報把握と整理
歯科医療救護等の調整	
直接的対応	◆県歯科医師会等と協議準備 ・歯科保健医療活動及び口腔ケア活動（以下、まとめて「歯科保健医療活動」と表記する）についての協議の準備（必要に応じて国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部等）を含む） ◆歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整（全県的配置調整） ・被災地保健福祉事務所・センターとの事前調整
2次的対応	◆歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・県歯科医師会対策本部を介した歯科医療救護班の活動に資する情報提供（被災地侵入ルート等）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連絡体制の確立 ・県保健医療調整本部の歯科医療・口腔ケア担当（健康増進課） ・管内歯科医師会、管内歯科衛生士会 ・市町村歯科担当 ◆管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握開始 ・歯科口腔保健ラピッドアセスメント票総括表（参考資料3、4）の準備 ・状況把握地図等の準備 ◆歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集・報告
2 次的対応	◆管内被災状況の把握 ・ライフラインや物資の供給状況、生活状況の把握、避難所の設置状況等
歯科保健医療活動の支援	
直接的対応	◆歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整開始 →編成規模・派遣先→地域災害歯科コーディネーターとの連携 ◆地域歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療支援についての協議の準備 →歯科保健医療活動方針を立てるための準備 ◆歯科口腔保健ラピッドアセスメント票と同総括表、歯科医療救護報告書等（参考資料1～12）の準備
2 次的対応	◆EMIS 等から歯科口腔外科のある医療機関情報の把握 →DMAT の情報提供及び管内医療機関の被災状況・稼働状況等の把握 ◆（保健師）避難所情報日報等（参考資料13～16）→歯科ニーズ把握 ◆（栄養）給食施設被災状況報告等（参考資料17～20）→歯科ニーズ把握 ◆歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・管内被災状況→歯科医療救護班の活動に資する情報を整理し、提供

（イ） 関連事項

本庁（健康増進課）

- ・県災害対策本部・保健医療調整本部／県歯科医師会対策本部からの情報発信
 - 県歯科医師会対策本部の災害歯科医療コーディネーターの動向
 - DHEAT 派遣要請（構成員）の動向
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・県及び市町村からの被災状況の発表
- ・市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表
- ・厚生労働大臣の災害救助法適応地域の発表（発災日遡り）

保健福祉事務所・センター

- ・地域災害医療対策会議／地域歯科医師会対策本部からの情報発信
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・厚生労働大臣の災害救助法適応地域の発表（発災日遡り）
- ・警察歯科医の身元確認活動への参加

ウ フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）

主な保健医療ニーズ（神奈川県保健医療救護計画 P66）

- ・救出者及び遺体が多数発見
- ・外傷系の患者は遡減
- ・車中避難者を中心にエコノミークラス症候群が増加
- ・避難所等への巡回診療ニーズが徐々に拡大
- ・避難所等での公衆衛生への対応ニーズが拡大

（ア） 県歯科医療・口腔ケア担当者の動き

本庁（健康増進課）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連携体制の維持・情報共有 ・庁内関連部署（県災害対策本部等）、県歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府現地対策本部）との連携体制維持、情報共有 ・各保健福祉事務所・センターへ県本部方針等の伝達及び各保健福祉事務所・センターから情報収集 ◆県歯科職（健康増進課及び被災地保健福祉事務所・センター）の配置調整 ◆歯科医療救護班（P7参照）の組織化状況の把握 ・県歯科医師会対策本部への歯科医療救護班の立上げ状況の確認 ・必要に応じ、日本歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府現地対策本部）、歯科大学等に派遣要請 ◆被災市町村の歯科保健医療ニーズの把握 ・歯科口腔保健ラピッドアセスメント票総括表（参考資料3、4）の集約の本格開始 ◆歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集、後方支援
2 次的対応	◆全県的被災状況の収集把握と情報整理→歯科関連の情報把握、情報整理 ◆EMIS 等による歯科対応事象の確認 ・災害拠点病院等県内医療機関の稼働状況、歯科的な救急医療患者の有無等の確認、各市町村災害対策本部からの情報把握と整理

歯科医療救護等の調整	
直接的対応	◆ 歯科保健医療活動方針決定・再検討 ・ 県歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療活動についての協議/決定 ◆ 歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整（全県的配置調整） ・ 被災地保健福祉事務所・センターとの事前調整 ◆ 歯科保健医療活動の状況集約・報告 ・ 県歯科医師会や各保健福祉事務所・センター等から被災地の歯科保健医療活動の状況報告を受信
2 次的対応	◆ 歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・ 県歯科医師会対策本部を介した歯科医療救護班の活動に資する情報提供（被災地侵入ルート等） ◆ 庁内関係各課との連携調整（他保健医療活動チーム活動状況）

保健福祉事務所・センター

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆ 連携体制維持・情報共有 ・ 県保健医療調整本部の歯科医療・口腔ケア担当（健康増進課） ・ 管内歯科医師会、管内歯科衛生士会 ・ 市町村歯科担当 ◆ 管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握 ◆ 歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集、本部への報告
2 次的対応	◆ 管内被災状況の把握 ・ ライフラインや物資の供給状況、生活状況の把握、避難所の設置状況等
歯科保健医療活動の支援	
直接的対応	◆ 歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整 ・ 地域災害歯科医療コーディネーターとの連携 ◆ 歯科保健医療活動方針決定支援 ・ 地域歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療活動支援についての協議 → 歯科保健医療活動方針決定支援→活動開始 ◆ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等（参考資料 1～5）の運用 ・ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等の運用開始（P11 図 4 参照） ◆ 歯科医療救護班と他職種（保健師・栄養士等）支援チームとの連携調整（避難所口腔ケア支援ポスター等（参考資料 21～23）の周知及び必要時の配布を含む） ◆ 歯科医療救護班等から活動状況の報告集約 ・ 管内で活動する歯科医療救護班等から活動状況の報告→集約/本部へ報告

2 次 的 対 応	◆EMIS 等による歯科口腔外科のある医療機関情報の把握 ・DMAT の情報提供及び管内医療機関の被災状況、稼働状況等の把握 ◆（保健師）避難所情報日報等→歯科ニーズ把握（参考資料 13～16） ◆（栄養）給食施設被災状況報告等→歯科ニーズ把握（参考資料 17～20） ◆歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・管内被災状況等→歯科医療救護班の活動に資する情報を整理し、提供
-----------------------	--

（イ） 関連事項

本庁（健康増進課）

- ・県災害対策本部・保健医療調整本部／県歯科医師会対策本部からの情報発信
→県歯科医師会対策本部の災害歯科医療コーディネーターの動向
→DHEAT 派遣要請（構成員）の動向
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・県及び市町村からの被災状況の発表
- ・市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表
- ・厚生労働大臣の災害救助法適応地域の発表（発災日遡り）

保健福祉事務所・センター

- ・地域災害医療対策本部／地域歯科医師会対策本部からの情報発信
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・厚生労働大臣の災害救助法適応地域の発表（発災日遡り）
- ・警察歯科医の身元確認活動への参加

先駆的な取組事例紹介（１）～歯科医療機関の被災状況一覧～

管内の関係機関・団体の各連絡窓口確認方法について

管内の歯科医療機関の被災状況の把握のために、平時から一覧を作成し、対応を考えている保健福祉事務所・センターがある。

歯科医療機関 被災状況一覧（第一報）

NO	所在地	歯科医療 機関名	確認 日時	診療 可否	倒壊状 況		ライフライン供給状況				歯科医師 確保(安否)		家族・従業員 安否		従業員 不足	被災後 通信手 段	その他の支援 必要性	周辺地域の状況
					有	無	電気	水	資器 材	他	有	無	有	無				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

エ フェーズ4 亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）

主な保健医療ニーズ（神奈川県保健医療救護計画 P68）

- ・避難者等の慢性疾患、公衆衛生への対応ニーズが広範囲で拡大
- ・避難所生活者数がピークに到達し、劣悪な環境により健康状態や衛生管理も低下し体調を崩す人や生活不活発病の増加、苦情等によるトラブル等が頻発
- ・避難所等への巡回診療ニーズが拡大
- ・避難所等での食事内容の偏りによる栄養不良者の増加

（ア） 県歯科医療・口腔ケア担当者の動き

本庁（健康増進課）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連携体制の維持・情報共有 ・庁内関連部署（県災害対策本部等）、県歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部）との連携体制維持、情報共有 ・各保健福祉事務所・センターへ県本部方針等の伝達及び各保健福祉事務所・センターから情報収集 ◆県歯科職（健康増進課及び被災地保健福祉事務所・センター）の配置調整 ◆歯科医療救護班（P7参照）の対応状況の把握 ・県歯科医師会対策本部への歯科医療救護班の状況確認、後方支援 ・必要に応じ、日本歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部）、歯科大学等に派遣要請 ◆被災市町村の歯科保健医療ニーズの把握 ◆歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集・後方支援
2次的対応	◆全県的被災状況の収集把握と情報整理→歯科関連の情報把握、情報整理 ◆EMIS等による歯科対応事象の確認 ・災害拠点病院等県内医療機関の稼働状況、歯科的な救急医療患者の有無等の確認、各市町村災害対策本部からの情報把握と整理
歯科医療救護等の調整	
直接的対応	◆歯科保健医療活動方針決定・再検討 ・県歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療活動についての協議/決定 ◆歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整（全県的配置調整） ・被災地保健福祉事務所・センターとの事前調整 ◆歯科保健医療活動の状況集約・報告 ・県歯科医師会や各保健福祉事務所・センター等から被災地の歯科保健医療活動の状況報告の集約、歯科保健医療活動報告の作成

2 次 的 対 応	◆ 歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・ 県歯科医師会対策本部を介した歯科医療救護班の活動に資する情報提供 ◆ 庁内関係各課との連携調整（他保健医療活動チーム活動状況）
-----------------------	--

保健福祉事務所・センター

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直 接 的 対 応	◆ 連携体制の維持・情報共有 ・ 県保健医療調整本部の歯科医療・口腔ケア担当（健康増進課） ・ 管内歯科医師会、管内歯科衛生士会 ・ 市町村歯科担当 ◆ 管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握 ◆ 歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集、本部への報告
2 次 的 対 応	◆ 管内被災状況の把握 ・ ライフラインや物資の供給状況等、生活状況の把握等、避難所の設置状況 ◆ 歯科救護所及び避難所における評価 ・ 資源配置判断、進捗管理、事後評価
歯科保健医療活動の支援	
直 接 的 対 応	◆ 歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整 ・ 地域災害歯科医療コーディネーターとの連携 ◆ 歯科保健医療活動方針決定支援 ・ 地域歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療活動支援についての協議 → 歯科保健医療活動方針決定支援 → 活動開始 ◆ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等（参考資料 1～5）の運用 ・ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等の本格的な運用（P11 図 4 参照） ◆ 歯科医療救護班と他職種（保健師・栄養士等）支援チームとの連携調整（避難所口腔ケア支援ポスター等（参考資料 21～23）の周知及び必要時の配布を含む） ◆ 歯科医療救護班等から活動状況の報告集約 ・ 管内で活動する歯科医療救護班等から活動状況（参考資料 6～12）の報告 → 集約/本部へ報告 ◆ 避難所等における管内市町村の歯科保健対策状況確認

2 次 的 対 応	◆EMIS 等による歯科口腔外科のある医療機関情報の把握 ・DMAT の情報提供及び管内医療機関の被災状況、稼働状況等の把握 ◆（保健師）避難所情報日報等→歯科ニーズ把握（参考資料 13～16） ◆（栄養）給食施設被災状況報告等→歯科ニーズ把握（参考資料 17～20） ◆歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・管内被災状況等→歯科医療救護班の活動に資する情報を整理し、提供
-----------------------	--

（イ） 関連事項

本庁（健康増進課）

- ・県災害対策本部・保健医療調整本部／県歯科医師会対策本部からの情報発信
→県歯科医師会対策本部の災害歯科医療コーディネーターの動向
→DHEAT 派遣要請（構成員）の動向
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・県及び市町村からの被災状況の発表
- ・市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表

保健福祉事務所・センター

- ・地域災害医療対策本部／地域歯科医師会対策本部からの情報発信
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・警察歯科医の身元確認活動への参加

避難所での口腔機能の維持向上に「かながわ健口体操」

亜急性期は、口腔ケアや口腔機能の維持向上が重要とされる時期です。
神奈川県ホームページ上にて「かながわ健口体操」の視聴ができます。
体操の動きの解説や、楽譜が入った冊子も作られています。



URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f4008/p756544.html>

「かながわ健口体操」で検索できます。

オ フェーズ5 慢性期（およそ発災1か月後～）

主な保健医療ニーズ（神奈川県保健医療救護計画 P70）

- ・直接被災や就労難等によるうつ、震災関連死が増加
- ・避難者等の慢性疾患、公衆衛生への対応ニーズが広範囲で拡大
- ・避難生活の長期化による慢性疾患、公衆衛生、メンタルヘルスへのニーズが拡大
- ・避難生活の長期化による歯科疾患、栄養不良者の増加
- ・避難所等の閉鎖に伴う保健医療活動チームの撤収（6か月後～）
- ・仮設住宅棟や在宅の被災者の慢性疾患、メンタルヘルス等へのニーズが拡大

（ア） 県歯科医療・口腔ケア担当者の動き

本庁（健康増進課）

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直接的対応	◆連携体制の維持・情報共有 ・庁内関連部署（県災害対策本部等）、県歯科医師会、国（厚生労働省災害対策本部もしくは政府の現地対策本部等）との連携体制維持、情報共有 ・各保健福祉事務所・センターへ県本部方針等の伝達及び各保健福祉事務所・センターから情報収集 ◆歯科医療救護班（P7参照）の対応状況の把握 ・県歯科医師会対策本部への歯科医療救護班の状況確認、後方支援 ◆被災市町村の歯科保健医療ニーズの把握 ◆歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集・後方支援
2次的対応	◆全県的被災状況の収集把握と情報整理→歯科関連の情報把握、情報整理 ◆EMIS等を通じた歯科対応事象の確認 ・災害拠点病院等県内医療機関の稼働状況、歯科的な救急医療患者の有無等の確認、各市町村災害対策本部からの情報把握と整理
歯科医療救護等の調整	
直接的対応	◆歯科保健医療活動方針決定・再検討・終期検討 ・県歯科医師会等と歯科保健医療活動について協議し決定 ◆歯科医療救護班の応援要請や受入れ調整（全県的配置調整） ・被災地保健福祉事務所・センターとの事前調整 ◆歯科保健医療活動の状況集約・報告 ・県歯科医師会や各保健福祉事務所・センター等から被災地の歯科保健医療活動の状況報告の集約、歯科保健医療活動報告の作成、歯科医療救護班による活動の進捗状況確認と事後評価

2 次 的 対 応	◆ 歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・ 県歯科医師会対策本部を介した歯科医療救護班の活動に資する情報提供 ◆ 庁内関係各課との連携調整（他保健医療活動チーム活動状況）
-----------------------	--

保健福祉事務所・センター

体制整備・情報処理（収集、整理、報告等）	
直 接 的 対 応	◆ 連携体制の維持・情報共有 ・ 県保健医療調整本部の歯科医療・口腔ケア担当（健康増進課） ・ 管内歯科医師会、管内歯科衛生士会 ・ 市町村歯科担当 ◆ 管内歯科医療機関被災状況及び歯科救護所設置状況の把握 ・ 仮設歯科診療所の把握開始 ◆ 歯科保健医療資機材の調達等に関する情報収集、本部への報告
2 次 的 対 応	◆ 管内被災状況の把握 ・ ライフラインや物資の供給状況、生活状況の把握、避難所の設置状況等 ◆ 歯科救護所及び避難所における評価 ・ 資源配置判断、進捗管理、事後評価
歯科保健医療活動の支援	
直 接 的 対 応	◆ 歯科医療救護班の受入れ調整 ・ 地域災害歯科医療コーディネーターとの連携 ◆ 歯科保健医療活動方針決定支援 ・ 地域歯科医師会及び市町村等と歯科保健医療活動支援についての協議 → 歯科保健医療活動方針決定の評価・再検討 ◆ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等（参考資料1～5）の運用 ・ 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等の本格的な運用（P11 図4 参照） ◆ 歯科医療救護班と他職種（保健師・栄養士等）支援チームとの連携調整 ◆ 歯科医療救護班等から活動状況の報告集約 ・ 管内で活動する歯科医療救護班等から活動状況の報告（参考資料6～12） → 集約/本部へ報告 ・ 歯科医療救護班及び歯科保健医療活動支援に関するデータ整理、分析 ◆ 避難所等における管内市町村の歯科保健対策状況確認 ◆ 通常業務の再開検討 ・ 定期訪問ケース（所内把握）への口腔ケア支援

2 次 的 対 応	◆EMIS 等による歯科口腔外科のある医療機関情報の把握 ・DMAT の情報提供及び管内医療機関の被災状況、稼働状況等の把握 ◆（保健師）避難所情報日報等→歯科ニーズ把握（参考資料 13～16） ◆（栄養）給食施設被災状況報告等→歯科ニーズ把握（参考資料 17～20） ◆歯科医療救護班のための関連情報の提供 ・管内被災状況等→歯科医療救護班の活動に資する情報を整理し、提供
-----------------------	--

（イ） 関連事項

本庁（健康増進課）

- ・県災害対策本部・保健医療調整本部／県歯科医師会対策本部からの情報発信
→県歯科医師会対策本部の災害歯科医療コーディネーターの動向
→DHEAT 派遣要請（構成員）の動向
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載
- ・県及び市町村からの被災状況の発表
- ・市町村からの避難所設置状況及び救護所設置状況の発表

保健福祉事務所・センター

- ・地域災害医療対策本部／地域歯科医師会対策本部からの情報発信
- ・EMIS への保健医療活動等に係る情報掲載

新型コロナウイルス感染症への対応

（新型コロナウイルス感染症時代の災害時避難所における歯科保健活動指針 P9）

公益社団法人神奈川県歯科医師会が発行した「新型コロナウイルス感染症時代の災害時避難所における歯科保健活動指針」（第1版 2020年9月10日）では、コロナ禍での避難所における災害時歯科保健衛生活動の方向性について述べられている。特に口腔ケアの重要性について次のような記載がある。

IV.避難所における口腔ケア・応急的歯科治療 ～感染対策に配慮した準備が必要～

新型コロナウイルス感染対策としても口腔ケアは特に重要とされている。

- 避難所の中では保健衛生本部に歯科・口腔ケアブースが設置される。感染対策のためパーテーション（2m間隔）を活用し、口腔ケア支援者が感染の媒介にならないように十分な対策をする。
- 指定避難所以外の介護施設、病院、ホテルや自宅、親族宅に避難している方への巡回も考慮する必要がある。その際の感染対策と必要最小限の機材を選定しておく必要がある。
- 新型コロナウイルス疾患の感染蔓延期においては支援する側も受け入れ側も躊躇する事も予測されるため、必要に応じて、直接のケアはしないものの、介護者との連携をとりつつ可能な限りでのケアができるようにする対応（チラシ、ポスターの利用、オンライン診療や動画啓発素材へのQRコードでの導入など）も必要となる。
- 感染媒介になる可能性を減らすように、避難所ごとの支援者を担当制とし、リスクの分散も図る。
- 大学、歯科衛生士や歯科技工士と連携し、多くの避難所での対応を検討する
- 歯科診療車の活用は有効である。

(イ) 県歯科職間の協力体制の整備

- ・災害時は、被災状況によって健康増進課や保健福祉事務所・センターの歯科職が不在となる場合が予想される。

そのような際に、遠隔地でも市町村や地区歯科医師会等からの問合せや相談等に対応できるよう、一時取次先を決め、協力体制を整備しておく（図6）。

図6 災害時等緊急時（歯科支援関係）県歯科職間協力体制（暫定版）

令和3年3月

発災状況によっては、各保健福祉事務所・センターの歯科職が、所属に出動できない場合には、被災していない所属の歯科職が代替協力する。						
保健福祉事務所・センター	一時取次先		備考	保健福祉事務所・センター	一時取次先	
平塚 保健福祉事務所 保健福祉課 0463-32-0130	1 秦野 センター	0463-82-1428		足柄上 センター 保健福祉課 0465-83-5111	1 小田原 保健福祉事務所	0465-32-8000
	2 大和 センター	046-261-2948			2 三崎 センター	046-882-6811
	3 足柄上 センター	0465-83-5111			3 平塚 保健福祉事務所	0463-32-0130
秦野 センター 保健福祉課 0463-82-1428	1 平塚 保健福祉事務所	0463-32-0130		厚木 保健福祉事務所 保健福祉課 046-224-1111	1 大和 センター	046-261-2948
	2 鎌倉 保健福祉事務所	0467-24-3900			2 小田原 保健福祉事務所	0465-32-8000
	3 三崎 センター	046-882-6811			3 鎌倉 保健福祉事務所	0467-24-3900
鎌倉 保健福祉事務所 保健福祉課 0467-24-3900	1 三崎 センター	046-882-6811		大和 センター 保健福祉課 046-261-2948	1 厚木 保健福祉事務所	046-224-1111
	2 秦野 センター	0463-82-1428			2 平塚 保健福祉事務所	0463-32-0130
	3 厚木 保健福祉事務所	046-224-1111			3 小田原 保健福祉事務所	0465-32-8000
三崎 センター 保健福祉課 046-882-6811	1 鎌倉 保健福祉事務所	0467-24-3900		健康医療局 保健医療部 健康増進課 歯科担当 045-210-1111	1 小田原 保健福祉事務所	0465-32-8000
	2 足柄上 センター	0465-83-5111			2 厚木 保健福祉事務所	046-224-1111
	3 秦野 センター	0463-82-1428			3 平塚 保健福祉事務所	0463-32-0130
小田原 保健福祉事務所 保健福祉課 0465-32-8000	1 足柄上 センター	0465-83-5111				
	2 厚木 保健福祉事務所	046-224-1111				
	3 秦野 センター	0463-82-1428				

(ウ) 災害時対応ツールの整備

- ・災害時に使用する帳票類の整備を行う。

【主な帳票類】（参考資料1～12）

- ・施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票
- ・同総括表
- ・歯科保健医療救護報告書（災害時歯科共通対応記録）
- ・歯科保健医療救護 個別記録票（災害時歯科共通対応記録）
- ・災害時歯科保健医療支援対応マニュアルの作成及び更新を行う。

イ 発災前の準備

平常時から、災害に係る県計画や協定等による支援要請方法等の把握を行っておくことは、適切かつ迅速な歯科保健医療活動支援につながる。

また、歯科保健に携わる行政職員や関係団体に対する災害時の歯科保健に関する研修を実施するとともに、県民に対する普及啓発を行い、日頃から災害時歯科保健活動の準備を行うことが必要となる。

(ア) 災害に係る県計画・協定等の把握

次の計画について把握しておく。

- ・神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画、令和2年3月改定。風水害等災害対策計画、令和2年3月改定。原子力災害対策計画、平成30年2月改定。）
- ・神奈川県保健医療救護計画（平成8年9月策定、令和2年10月改定）
- ・神奈川県災害時広域受援計画（平成26年3月策定、令和2年3月修正）
- ・神奈川県避難所マニュアル策定指針（平成9年3月作成、令和2年6月改定）
- ・（ある場合は）各保健福祉事務所・センターの災害時活動マニュアル
- ・県歯科医師会等との災害時の協定書

(イ) 歯科保健医療関連物品備蓄状況、支援要請方法等の把握

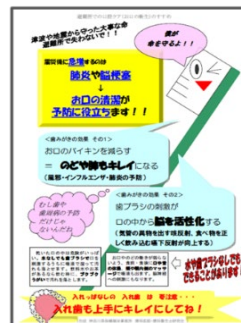
- ・県庁内の担当課と連携し、災害時歯科保健活動に必要な物品の備蓄状況を把握する。
- ・関係団体等への支援要請方法等を確認し把握する。

(ウ) 県民への普及啓発

- ・災害時の「歯と口腔の健康づくり」の普及啓発をする。
- ・避難所で活用する歯科媒体の周知を図り、必要に応じて作成・内容の見直しを行う。

【主な歯科保健媒体】（参考資料 21～23）

- ・避難所口腔ケア支援ポスター最終版
- ・「お口の健口体操」
グーパー・ぐるぐる・ごっくん・ベー
- ・災害時避難所口腔ケア支援の手引き
（保健師・看護師用）



(エ) 災害時歯科保健医療に係る人材育成（研修）

- ・歯科保健に携わる本庁職員、保健福祉事務所・センター職員、市町村職員、及び関係団体である県歯科医師会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会等への災害時の歯科保健に係る研修を実施する。

(2) 平常時の取組（保健福祉事務所・センター）

ア 体制整備

発災時に、速やかに歯科保健活動支援体制に入れるよう、平常時から関係機関・団体等との連携体制や情報収集・提供体制等の整備をしておくことが必要である。

(ア) 本庁（健康増進課）との連絡及び情報収集・提供体制

神奈川県保健医療救護計画等に沿った本庁（健康増進課）との連絡及び情報収集・提供体制を確認する。

(イ) 関係機関・団体等との連携

- ・各保健福祉事務所・センター（又は保健福祉課）内で保健師、栄養士等他職種との連携を図り、災害時の多職種が連携した対応について確認し合う。
- ・災害時において口腔衛生や口腔機能の低下が要配慮者には起きやすいため、歯科専門職の介入や支援が必要であることを関係者で共有し、対応を検討する。
- ・管内の関係機関・団体の各連絡窓口一覧の作成と連絡方法を確認する。
- ・各機関・団体の災害時の体制について把握しておく。
- ・管内の市町村及び歯科医師会等と災害時の対応等についての検討会や研修会を通じて、顔の見える関係づくりを行う。また、連携体制を継続できるよう、検討会等の実施や、連絡窓口の更新は年1回程度行う。

先駆的な取組事例紹介（2）～関係機関連絡先一覧～

管内の関係機関・団体の各連絡窓口確認方法について

管内の関係機関・団体に対して、連絡窓口を確認するための照会を毎年行い、連絡先一覧を作成している保健福祉事務所・センターがある。

●●保健福祉事務所〇〇センター管内 災害時歯科保健医療対応 関係機関連絡先一覧		令和△年〇月
●●保健福祉事務所〇〇センター		
保健福祉課 ○○ ○○(歯科衛生士) □□ □□(歯科医師)		
TEL ９９９-９９９-９９９９ 内線〇〇〇 FAX ９９９-９９９-９９９９		
メール ○〇〇@〇〇〇 ○〇〇@〇〇〇		
〇〇市		
健康〇〇課 ○〇〇〇		
TEL ９９９-９９９-９９９９ 内線〇〇〇 FAX ９９９-９９９-９９９９		
メール ○〇〇@〇〇〇		
〇〇市歯科医師会		
事務局 ○〇〇〇〇〇		
TEL ９９９-９９９-９９９９ FAX ９９９-９９９-９９９９ メール ○〇〇@〇〇〇		
△△町歯科医師会		
事務局 ○〇〇〇〇〇		
TEL ９９９-９９９-９９９９ FAX ９９９-９９９-９９９９ メール ○〇〇@〇〇〇		
△△町		
〇〇課 ○〇〇〇		
TEL ９９９-９９９-９９９９ FAX ９９９-９９９-９９９９ メール ○〇〇@〇〇〇		

(ウ) 県歯科職間の協力体制

- ・発災状況により、各保健福祉事務所・センターの歯科職が、所属に出勤できない場合には、被災していない所属の歯科職が代替協力する緊急時歯科職協力体制を想定しておく。(P28 図 6 参照)

(エ) 災害時対応ツールの把握・確認

- ・歯科業務執務環境（パソコン・文具・書類等）、記録ノート等のリスト化を行う。なお、停電時等に備え、各関連計画及び様式類等は紙で用意しておくことが望ましい。
- ・管内市町村、地域歯科医師会による災害対応歯科物品機材（歯ブラシや基本診察セット等）の準備状況を把握する。
- ・神奈川県保健医療救護計画等に沿った歯科医療救護班からの受援ルールを確認する。

イ 活動の準備に関すること

平常時に、県保健医療救護計画はもとより、災害時の対応に必要な情報、体制を把握しておくことは、災害時の県保健福祉事務所・センター歯科職の役割を理解した上での、適切かつ迅速な歯科保健医療活動支援につながる。

また、災害時は口腔内のトラブルが発生しやすく、要配慮者においては、誤嚥性肺炎等の呼吸器疾患を引き起こし、災害関連死につながるケースも多いので、これらのことを防ぐため、住民に対して、平常時から災害時の口腔ケアの重要性や方法に関する普及啓発を図ることが必要となる。

(ア) 法律、関連計画、協定書等の把握

- ・災害対策基本法や災害救助法の法律を把握する。
- ・神奈川県保健医療救護計画を把握する。
- ・管内の歯科医師会や市町村の災害に係る計画や協定書を把握する。また、神奈川県歯科医師会の大規模災害時行動計画等についても把握する。
- ・歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等帳票類（参考資料 1～12）を把握して普及に努める。

(イ) 所属の動きや役割の把握

- ・県保健福祉事務所・センター職員としての初動の動きや役割について把握する。

(ウ) 管内地域の現状把握、整理

- ・管内市町村の防災マップを確認する。
- ・管内の歯科医療機関所在地や避難所の設置予定場所を確認する。
- ・災害時要配慮者リストの保管場所を保健師に確認する。

(エ) 災害対応のスキルアップ

- ・災害時に迅速な支援活動が行えるよう、平常時から歯科口腔保健ラピッドアセスメント票等（参考資料 1～12）やクロノロジーの記載練習を行う。
- ・EMIS の操作確認等を行う。

(オ) 人材育成及び普及啓発

- 他専門職（県・管内市町村保健師等）
 - ・歯科口腔保健ラピッドアセスメント票他職種（別添資料 2）の普及に努める。
- 地域の歯科専門職
 - ・災害時における口腔ケアの重要性について共通理解を深めるため、研修等を行う。
 - ・歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（別添資料 1）の活用方法を理解していただく。
- オーラルフレイル健口推進員（県民ボランティア）
 - ・災害時における口腔ケアの重要性について共通理解を深めていただく。
- 県民
 - ・平常時から災害時の口腔ケアの重要性や災害時の歯磨きやうがい方法、義歯の手入れ方法等について、普及啓発する。

ウ 必要物品の準備

(ア) 歯科口腔保健支援活動に必要な物品の準備・リスト化

- ・避難所等の歯科に係る情報収集を行うための帳票類をリスト化してファイリングし、必要数を印刷しておく。

【主な帳票類】（参考資料 1～12）

- ・施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票
- ・同総括表
- ・災害時歯科保健医療支援アクションカード
- ・歯科保健医療救護報告書（災害時歯科共通対応記録）
- ・歯科保健医療救護 個別記録票（災害時歯科共通対応記録）
- ・歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票
- ・避難所等で活用するポスターや健口体操リーフレットなどの歯科保健媒体を印刷し、保管準備しておく。

【主な歯科保健媒体】（参考資料 21～23）

- ・避難所口腔ケア支援ポスター最終版
- ・「お口の健口体操」グーパパー・ぐるぐる・ごっくん・ベー
- ・災害時避難所口腔ケア支援の手引き（保健師・看護師用）

参考・引用文献

- 1 神奈川県保健医療救護計画（令和2年10月改定），神奈川県
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/cnt/saigaiiryu/index.html>, 2021. 03. 11
- 2 神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和2年10月），神奈川県防災会議
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/F5150/>, 2021. 03. 23
- 3 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（平成30年10月一部改定），神奈川県
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f470151/index.html>, 2021. 03. 11
- 4 大規模災害時における県保健師活動マニュアル（令和元年12月改訂），
神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1504/hokenshi_html/works.html, 2021. 3. 5
- 5 災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（平成28年3月），神奈川県
- 6 一般社団法人神奈川県歯科医師会 規模災害時行動計画（改訂版）（2019年4月）
- 7 災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル2021（2020年12月），公益社団法人 日本歯科衛生士会
<https://www.jdha.or.jp/outline/download.html>, 2021, 3, 11
- 8 発災前の準備（行歯会だよりNO.125別添資料）（平成29年10月），全国行政歯科技術職連絡会
<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/gyoushidayori.html>, 2021. 03. 11
- 9 愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～（平成29年12月），愛媛県
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/index.html>, 2021. 03. 11
- 10 災害時歯科医療救護活動ガイドライン（平成29年12月），東京都福祉保健局医療政策部医療政策課，
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/shiryo/saigaijigaidorain.html, 2021. 03. 11
- 11 災害時における歯科口腔保健（平成25年8月），山梨県
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/dental/oralcare1.html>, 2021. 03. 11

- 12 災害時歯科対応マニュアル（2019年1月），さいたま市
<https://www.city.saitama.jp/002/001/014/005/p063896.html>, 2021.03.11
- 13 新潟県歯科保健医療計画（第4次）～ヘルシースマイル21～（平成29年3月改定）
第3章 5. 災害時歯科保健医療，新潟県
<https://www.kenko-niigata.com/4/shika/415.html>, 2021.03.11
- 14 改訂版 災害時歯科保健活動指針（平成26年3月），兵庫県
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/saigaisikja.html>, 2021.03.11
- 15 災害時の歯科保健医療対策 連携と標準化に向けて（2015年6月），編集：日本災害時公衆衛生歯科研究会；中久木康一、北原稔、安藤雄一
http://jsdphd.umin.jp/research_nkkk.html, 2021.03.11
- 16 大規模災害発生時における口腔ケア活動の意義と実際（厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究推進事業）大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究 中久木康一）
<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/saigaitaisaku.html>, 2021.03.11

参考資料一覧

NO.	名称	備考
1	施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票 (集団・迅速)	日本災害時公衆衛生歯科研究会
2	施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 他職種 Ver. 4	
3	施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 総括表＜詳細版＞	
4	施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 総括表＜簡易版＞	
5	災害時歯科保健医療支援アクションカード	
6	歯科保健医療救護報告書（災害時歯科共通対応記録）	
7	歯科保健医療救護 個別記録票（災害時歯科共通対応記録）	
8	災害3－1 災害時の歯・口に関する質問用紙	災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2021（日本歯科衛生士会）
9	災害3－2 歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票 (個別・個人)	
10	災害3－3 歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票 (個別・複数)	
11	災害3－4 歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票 総括票	
12	災害3－5 歯科保健指導実施票（集団）	
13	保健師全国共通様式1 「健康相談票」	大規模災害時における県保健師活動マニュアル（神奈川県）
14	2 「避難所情報（日報）」	
15	3 「避難所避難者の状況（日報）」	
16	4 「健康相談票 経過用紙」	
17	行政栄養士用 様式例3 被災者健康相談票	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H28. 3)
18	様式例5 栄養指導報告（避難所等）	
19	様式例6 管内給食施設被災状況調べ	
20	様式例7 管内給食施設被災状況調査報告	
21	避難所口腔ケア支援ポスター最終版	神奈川県歯科職オリジナル
22	「お口の健口体操」 グーパー・ぐるぐる・ごっくん・ベー	
23	災害時避難所口腔ケア支援の手引き（保健師・看護師用）	

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速）

日本歯科医師会統一版

避難所等の 名称		避難所等の 立地する 市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年 月 日 () AM/PM 時 分ごろ	避難所等の 責任者氏名 連絡先	()
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数)	人 (月 日現在)	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェック☑する □ 責任者等からの聞き取り (役職・氏名:) □ 避難者等からの聞き取り (人程度) □ 現場の観察 □ 支援活動等を通じて把握 □ その他 ()
その 内訳	a うち乳幼児(就学前) (約 人or%), 不明 b うち妊婦 (約 人or%), 不明 c うち高齢者(75歳以上) (約 人or%), 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%), 不明		
評価時に在所して いた避難者等数	だいたい 人くらい(概数)		
記載者 氏名・所属 職種	氏名: 所属: 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 その他 ()	記載者 連絡先 (携帯電話等)	

項目	確認項目(※確認できれば数値や具体的内容を記載)	評価	評価基準(参考)
(1) 歯科保健医療 の確保	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1あり, 2なし, 9不明 b 巡回歯科チームの訪問 1-① あり(定期的), 1-② あり(不定期) 2なし, 9不明	◎ ○ △ × —	歯科医療の受療機会: ◎ほぼいつでも可能、○ 3日に1回は可能、△週 に1回以下・困難、×不 可能、—不明
特記事項			
(2) 口腔清掃 等の環境	a 歯磨き用の水 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に:) b 歯磨き等の場所 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に:)	◎ ○ △ × —	うがい水and/or洗面 所: ◎不自由ない、○おおむ ねあるが制限はある、△ 特定の用途にのみ、また は短時間使える状況であ る、×ない・使えない
特記事項			
(3) 口腔清掃用具 等の確保	a-1 歯ブラシ(成人用) 1充足, 2不足(約 人分), 9不明 a-2 歯ブラシ(乳幼児用) 1充足, 2不足(約 人分), 3不要, 9不明 b 歯磨き剤 1充足, 2不足(約 人分), 9不明 c うがい用コップ 1充足, 2不足(約 人分), 9不明 ※ 主観的におおまかに d 義歯洗浄剤 1充足, 2不足(約 人分), 3不要, 9不明 e 義歯ケース 1充足, 2不足(約 人分), 3不要, 9不明	◎ ○ △ × —	歯ブラシ(成人・乳幼 児)、歯みがき、コップ、 義歯ケース・洗浄剤: ◎90%以上が確保、○ 70~90%、△40~ 70%、×40%以下、— 不明(避難者数に対す る割合)
特記事項			
(4) 口腔清掃や 介助等の状況 全体状況	a 歯磨き 1していそう, 2ほぼしていなそう, 9不明 b 義歯清掃 1していそう, 2ほぼしていなそう, 9不明 c 乳幼児の介助 1していそう, 2ほぼしていなそう, 3不要, 9不明 ※ 主観的におおまかに d 障がい児者・要介護者 の介助 1していそう, 2ほぼしていなそう, 3不要, 9不明	◎ ○ △ × —	歯や義歯の清掃、乳幼 児・障害・要介護者の介 護: ◎90%以上が確 保、○70~90%、△40 ~70%、×40%以下、 —不明(避難者数に対 する割合)
特記事項			
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	※ 重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者 1いる(約 人), 2いない, 9不明 b 義歯紛失や義歯破折 1いる(約 人), 2いない, 9不明 c 食事等で不自由な者 1いる(約 人), 2いない, 9不明 (咀嚼や嚥下の機能低下等による)	◎ ○ △ × —	痛みあり、義歯問題、食 事不自由: ◎90%以上が問題な し、○70~90%、△40 ~70%、×40%以下、 —不明(避難者数に対 する割合)
特記事項			
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するそ の他の事項、避難所のインフ ラ・衛生状況等に関する事 項、医師や保健師等の他チ ームに伝達すべき事項		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準Ver4.0(20200206)

(県 ・ 県歯科医師会 ・ 県歯科衛生士会)

〈本アセスメント票を活用する前の確認事項〉

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速）について

この標準アセスメント票は、避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部（災害公衆衛生活動の歯科部門）に伝達して支援調整に役立てるための、歯科関係団体の共有する全国統一された標準版の情報収集ツールとして、多くの組織・団体の理解のもとで作成されたものです。

歯科や保健医療の専門職だけでなく、避難所等の運営スタッフや支援者が用いて、本票の確認項目をふまえて評価することで、見逃しがちな歯科口腔保健の課題が浮かび上がるようになっていきます。

本票を用いた情報収集（アセスメント）にあたって注意すべき点

◆ 事前の心構え

- 1 対象となる施設・避難所等の状況を十分に配慮して手短かに情報収集を実施すること。特に、避難者同士が助けあって運営している避難所の特性を踏まえて、余計な負担をかけないように臨むこと。
- 2 情報収集は、避難生活の長期化が見込まれる場合に行い、その開始時期は、基本的に超急性期・急性期の終了が見込まれる時点からとすること。
- 3 現地災害対策本部等からの指示調整に従い、施設・避難所の事前情報を得た上で、本票を用いた情報収集を行うこと。

◆ 実施の手順

- 1 施設・避難所の責任者（もしくは健康管理担当者等）に身分証などで自己紹介した上で、その目的（支援活動に先んずる必要性の把握）を告げ、責任者の同意・協力を得て実施すること。
- 2 情報収集は、各避難所等の状況に見合った方法（聞き取り・観察など）を選び、避難者及び運営スタッフに負担を与えないよう、短時間で概括的に把握して記載すること。
- 3 最後に、責任者（もしくは健康管理担当者等）に、情報収集の終了と結果概要を簡略に報告（可能なら本票をコピーさせてもらい、写しを手渡ししながら再確認）し、この結果を必要な支援につなげる旨と継続的に情報収集に来ることの理解を得ておく。必要に応じて、避難所等向けの歯科口腔保健パンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供すること。
- 4 本票の不明な情報は「記載もれ」と区別するため、必ず「不明」等と明記し、現地災害対策本部等の災害歯科コーディネーター（保健所、市町村または歯科医師会）に届けること。

（注） 本アセスメント票の「施設・避難所等」とは、被災下で一時的に宿泊・食事等の生活をする場所全般を想定しています。したがって、高齢者・障害者・病弱者等の通常の生活にも困難な要援護者等のための福祉避難所、更に広義には被災下での福祉施設から自宅等も含んだ一時的な生活の場所が該当します。

本アセスメント票の記入の仕方がわからない場合や緊急時の用件については、現地災害対策本部等の災害歯科コーディネーターにご連絡ください。

〈連絡先〉

所属：

氏名：

電話番号：

避難所等の 名称		避難所等の 立地する 市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年 月 日 () AM/PM 時 分 ころ	避難所等の 責任者氏名 連絡先	()
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数)	人 (月 日現在)	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェック☑する □ 責任者等からの聞き取り (役職・氏名：) □ 避難者等からの聞き取り (人程度) □ 現場の観察 □ 支援活動等を通じて把握 □ その他 ()
その 内訳	a うち乳幼児（就学前） (約 人or%) , 不明 b うち妊婦 (約 人or%) , 不明 c うち高齢者（75歳以上） (約 人or%) , 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%) , 不明		
評価時に在所して いた避難者等数	だいたい 人くらい (概数)		
記載者 氏名・所属 職種	氏名： 所属： 職種：	記載者 連絡先 (携帯電話等)	

項目	評価基準（参考）	評価		※ 確認できれば数値や具体的内容を記載
(1) 歯科保健医療 の確保	歯科医療の受療機会： ◎ ほぼいつでも可能、 ○ 3日に1回は可能、 △ 週に1回以下・困難、 × 不可能、 － 不明	◎ ○ △ × －	➡	受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等の有無、巡回歯科チームの有無、稼働状況（日程・時間など）：
(2) 口腔清掃 等の環境	うがい水and/or洗面所： ◎ 不自由ない、 ○ おおむねあるが制限はある、 △ 特定の用途にのみ、または 短時間使える状況である、 × ない・使えない － 不明	◎ ○ △ × －		歯磨き用の水、歯磨き等の場所などの問題点・必要物資など：
(3) 口腔清掃用具 等の確保	歯ブラシ（成人・乳幼児）、歯みがき、 コップ、義歯ケース・洗浄剤：（避難者 数に対する割合） ◎ 90%以上が確保、 ○ 70～90%が確保、 △ 40～70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 － 不明	◎ ○ △ × －		歯ブラシ（成人用・小児用・乳幼児用）、歯磨き 剤、うがい用コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなど の問題点・必要物資など：
(4) 口腔清掃や 介助等の状況 全体状況	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介 護者の介護：（避難者数に対する割 合） ◎ 90%以上が確保、 ○ 70～90%が確保、 △ 40～70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 － 不明	◎ ○ △ × －		歯磨きや義歯の清掃に問題があればその理由。乳幼 児や障害児者・要介護者で口腔ケア介助の問題点・ 必要性など：
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	痛みあり、義歯問題、食事不自由： （避難者数に対する割合） ◎ 90%以上が問題なし、 ○ 70～90%が確保、 △ 40～70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 － 不明	◎ ○ △ × －		※ 重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者 (約 人) b 義歯紛失や義歯破折 (約 人) c 食事等で不自由な者 (約 人) (咀嚼や嚥下の機能低下等による) その他：
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項			

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準 Ver4.0 (20200206)

(県 ・ 県歯科医師会 ・ 県歯科衛生士会)

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速） 総括表<詳細版>

アセスメント 実施年月日										20 年 月 日 ～ 20 年 月 日				作成者氏名 (所属名)		作成年月日										20 年 月 日	
アセスメント 実施年月日										市町村名																	
No	避難所等の 名称	避難者 等の 人数 (人)	要配慮者 配慮が必要な対象者 (人、%)				評価 時に 在所 して いた 避難 者等 数 (人)	(1)専門支援 歯科保健医療 の確保			(2)環境 口腔清掃等 の環境		(3)用具 口腔清掃用具等の確保						(4)清掃行動 口腔清掃や介助等の 状況			(5)症状 歯や口の 訴え・異常			その 他の 問題	備考	
			a 乳幼児 (就学 前)	b 妊婦	c 高齢者 (75歳 以上)	d 障がい 児者・ 要介護 者		a 歯科診療 所・救護 所・仮設 診療所な ど	b 巡回歯科 チームの 訪問	a 歯磨き 用の水	b 歯磨き 等の場 所	a-1 歯ブラ シ(成 人用)	a-2 歯ブラ シ(乳 幼児 用)	b 歯磨き 剤	c うがい 用コッ プ	d 義歯洗 浄剤	e 義歯 ケース	a 歯磨き 歯磨き 歯磨き	b 義歯清 掃	c 乳幼児 の介助	d 障がい 児者・ 要介護 者の介 助	a 痛みが ある者	b 義歯紛 失や義 歯破折	c 食事等 で不自 由な者			
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 総括表<簡易版>										作成年月日	20 年 月 日
アセスメント 実施年月日		20 年 月 日 ～ 20 年 月 日	作成者氏名 (所属名)	()	市町村名	(5)症状 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	その他の 問題	備考			
No	避難所等の 名称	避難者等の 人数(人)	うち要配慮者 (乳幼児・妊婦 ・高齢者・障害 児者など)	(1)専門支援 歯科保健医療 の確保	(2)環境 口腔清掃等の 環境	(3)用具 口腔清掃の 用具等の確保	(4)清掃行動 口腔清掃や 介助等の 状況				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

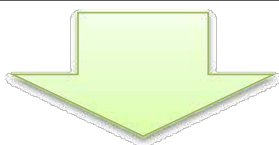
Ver4.0

災害時歯科保健医療支援アクションカード

全員共通

《避難所等歯科標準アセスの説明》

- ☐ 本部に集合
- ☐ 名札の着用
- ☐ 本部の指示で、各チーム編成（結果を本部白板に記載）
- ☐ アセス票・持参物品の確認、交通手段等の確認、天候の確認
- ☐ 担当部署へ出発



《担当部署》

避難所（一般）

病院

福祉避難所
高齢者・障がい者・福祉施設等

各アクションカード参照



《帰着後》

- ☐ チーム内での共有情報内容の再確認（ポイント記録）
 - ・避難所等の状況共有
 - ・実施上の課題整理（人員物品の過不足、アクセス、その他トラブル等情報）
- ☐ 代表者が本部に報告（メモ提出）
- ☐ 標準アセス票の提出と小計表への記載（PCへの入力）

災害時歯科保健医療支援アクションカード

避難所（一般）

《出発時チームミーティング》

- ☐ チーム構成員と役割分担（班長/記録係等の選定）の確認
- ☐ 現地状況、担当部署等の確認
- ☐ 避難所の事前情報を確認、アセス票の必要事項の事前記載
- ☐ 道路状況・交通手段・天候予報等の確認



《避難所到着と任務実施》

- ☐ 避難所責任者(担当者)に挨拶、「避難所等責任者へ」手渡説明
- ☐ 基本状況等の確認・観察
(うい万い、衛生状態、食事支援、医療支援、近隣医療機関など)
- ☐ 可能な情報収集方法でアセス票（レベル2）を埋める
- ☐ その他の情報はメモとして記載

《避難者直接の聞き取り等の注意点》

- ☐ 挨拶、聞き取り目的と個人情報保護の確認
- ☐ 環境観察や行動観察も忘れない
- ☐ 必要時は可能な支援・応急対応を行うが、短時間に留め、状況によりチーム分けて本隊チームは予定通りにアセスを進める

《異常発生時》

- ☐ 避難所責任者(担当者)に報告
- ☐ 本部に電話連絡
- ☐ 連絡つかない場合、チームの判断で安全第一の臨時応急の処置をとる



《避難所責任者への報告と帰着》

- ☐ 避難所責任者に結果報告（記録複写の提出）
- ☐ チーム員点検の後、次の避難所・居宅・施設又は帰着へ

（帰着後は全員共通アクションカード参照）

災害時歯科保健医療支援アクションカード（案）

高齢者・障がい者など施設

* 避難所との違いは下線部です。

《出発時チームミーティング》

- ☐ チーム構成員と役割分担（班長/記録係等の選定）の確認
- ☐ 現地状況、担当部署等の確認、連携病院／診療所の現状確認
- ☐ 施設の事前情報を確認、アセス票の必要事項の事前記載
- ☐ 道路状況・交通手段・天候予報等の確認



《避難所到着と任務実施》

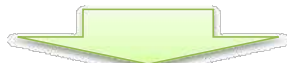
- ☐ 施設責任者(担当者)に挨拶、「避難所等責任者へ」の手渡
- ☐ 基本状況等の確認・観察
(うい万い、衛生状態、食事支援、医療支援、近隣医療機関など)
- ☐ 可能な情報収集方法でアセス票（レベル2）を埋める
- ☐ その他の情報はメモとして記載
(災害前の入所者数と災害後の入所者数の確認、災害後の入所者の
動向の予想の確認、職員の被災と出務状況の確認)

《避難者直接の聞き取り等の注意点》

- ☐ 挨拶、聞き取り目的と個人情報保護の確認
- ☐ 環境観察や行動観察も忘れない
- ☐ 必要時は可能な支援・応急対応を行うが、短時間に留め、状況により
チーム分けて本隊チームは予定通りにアセスを進める

《異常発生時》

- ☐ 施設責任者(担当者)に報告
- ☐ 本部に電話連絡
- ☐ 連絡つかない場合、チームの判断で安全第一の臨時応急の処置をとる



《避難所責任者への報告と帰着》

- ☐ 避難所責任者に結果報告（記録複写の提出）
- ☐ チーム員点検の後、次の避難所・居宅・施設又は帰着へ

（帰着後は全員共通アクションカード参照）

歯科保健医療救護報告書(災害時歯科共通対応記録) 災害歯研ver1.3

報告日: 年 月 日 ()

※ この用紙は日ごとではなく、出務場所ごとに記載ください

(報告者名・所属:)

(電話番号:)

業務日時	月 日 ()	活動時間: 時 分 ~ 時 分
(1) 班員名 (氏名・職種)	チーム全員の名前と職名(略称可)を記載ください	
(2) 業務内容	対応したものすべてに○をつけてください／その他は内容を記載ください 評価(アセスメント)・相談・診察・治療・個別指導・集団指導・物資提供 その他()	
イ 出務場所	建物など名 (市町村など名)	※ この用紙とは別に、それぞれの出務場所ごとの、「避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票(レベル2)」も、別途記載し提出してください
ロ 処置内容 処置人数	対応・処置 実人数: 人(男性 人、女性 人、記載なし 人) (内訳: 18才未満 人、一般成人(18-64才) 人、高齢者(65才以上) 人)	
対応した項目の □にチェックを 入れて、人数を 記載ください	処置・治療など 実人数 (計 人) ☐ 口腔外科処置 (人) ☐ 再装着 (人) ☐ 義歯新製 (人) ☐ 義歯修理・調整 (人) ☐ 歯内療法処置 (人) ☐ 保存修復処置 (人) ☐ 歯周治療処置 (人) ☐ 消炎鎮痛・処方 (人) ☐ その他の処置など (人) ※内容を記載ください	診察・相談・指導・ケアなど 個別 実人数 (計 人) ☐ 個別 歯科相談・保健指導のみ(口腔内なし) (人) ☐ 個別 診察説明・歯科保健指導(口腔内あり) (人) ☐ 個別 口腔ケア指導(口頭のみ) (人) ☐ 個別 口腔ケアの実施、及び、指導 (人) ☐ 個別 口腔ケアの実施のみ (人) ☐ 集団 歯科講話・保健指導・啓発 (人) ☐ 口腔ケア用品の提供 (人) ☐ その他の診察・指導など (人) ※内容を記載ください
	紹介など 実人数 (計 人) ☐ 紹介(歯科へ) (人) ☐ 紹介(医科へ) (人) ☐ 紹介(その他へ) (人) ☐ その他の紹介など (人) ※内容を記載ください	摂食嚥下に関する評価・診察・指導など 実人数 (計 人) ☐ 摂食嚥下機能スクリーニング(RSST、MWST、FT) (人) ☐ 摂食嚥下機能の評価(頸部聴診など) (人) ☐ 摂食嚥下に関わる指導(体位、間接訓練) (人) ☐ 食形態や摂食方法などの指導(直接訓練) (人) ☐ その他の摂食嚥下に関する対応など (人) ※内容を記載ください
ハ 出務場所の 状況・活動報告 歯や口に関する ことのみ		

※ この用紙とは別に、それぞれの出務場所ごとの、「避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票(レベル2)」も提出してください

歯科保健医療救護 個別記録票(災害時歯科共通対応記録) 災害歯研 ver1.0

担当者・所属			
連絡先			
実施日	月 日 ()	時間	: ~
業務内容	評価(アセスメント)・相談・診察・治療・集団指導・個別指導・物資提供・その他()		
出務場所	建物・避難所など名 (市町村など名) 避難所種類: 避難所・施設・仮設住宅等・その他()		

処置・対応内容			処置・治療など								診察・相談・指導・ケアなど							紹介など				摂食嚥下関係	「その他」の内容記載 特記事項						
名前 (集団の場合は人数)	年齢	性	口腔外科処置	再装着	義歯新製	義歯修理・調整	歯内療法処置	保存修復処置	歯周治療処置	消炎鎮痛・処方	その他	歯科相談・保健指導のみ(口腔内なし)	指導説明・歯科保健指導(口腔内あり)	口腔ケア指導(口頭のみ)	口腔ケアの実施、及び指導	口腔ケアの実施のみ	集団	保健指導・啓発・歯科講話	口腔ケア用品の提供	その他の診察・指導など	歯科へ	内科へ		その他	①スクリーニング(RSST/MWST/FT)	②評価(頸部聴診など)	③指導(体位、間接訓練)	③食形態や摂食方法などの指導(直接訓練)	⑤その他の対応
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													

災歯3-1

災害時の歯・口に関する質問用紙

ふりがな 氏名		男 女	年 齢	☐ 0～5 ☐ 6～18 ☐ 19～64 ☐ 65以上	介 護 度	☐ 非該当 ☐ 要支援1・2 ☐ 要介護
実施日	年 月 日 ()	実施場所				

●食事についてお尋ねします。食事が食べにくいことがありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください

↓

弁当などを出された時に、食べにくいことがある	はい・いいえ
食事中にむせることがある	はい・いいえ
食事中や食後に咳き込む・痰がからむなどがある	はい・いいえ

●歯や口についてお尋ねします。痛いところがありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください

↓

歯がしみる・痛む	はい・いいえ
歯ぐきの腫れ・痛み・血が出る	はい・いいえ
口内炎ができています	はい・いいえ
口が開かない・開けると痛い	はい・いいえ
その他、痛むところがある ()	はい・いいえ

●歯みがきについて下記のような問題点がありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください

↓

歯ブラシ等ケア用品が不足している	はい・いいえ
何が必要ですか ()	
水が不足している	はい・いいえ
洗面所が足りない	はい・いいえ
その他、歯みがきをするにあたっての問題点がある	はい・いいえ
()	

●入れ歯について下記のような問題点がありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください

↓

入れ歯がない・壊れている	はい・いいえ
入れ歯を使っていない	はい・いいえ
入れ歯が合わない・噛みにくい	はい・いいえ
入れ歯の清掃が十分にできない	はい・いいえ
入れ歯の保管ケースがない	はい・いいえ

●上記以外に何かお困りなことがありましたらお書きください。

--

●痛みや不具合がある場合、歯医者に行くことはできますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください

↓

かかりつけの歯科医院はありますか？	はい・いいえ
歯科医院名 ()	☐

* ご記入ありがとうございました。この質問用紙は歯科担当者にお渡しください。

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

災害時の歯・口に関する質問用紙の記入ステップ

STEP 1 避難者の方に質問用紙を渡す

この質問用紙はアンケート方式になっています。歯科専門職でない方が避難者に渡すこともあります。緑は担当者・黄色は避難者のステップになっています

災害時の歯・口に関する質問用紙

ふりがな	氏名	性別	年齢	災害発生時	災害発生時	災害発生時	災害発生時

●食事についてお尋ねします。食事が食べにくいことがありますか？…………… はい・いいえ
 「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください
 弁当などを食べた時に、胃が痛いことがある はい・いいえ
 食事中に嘔吐することがある はい・いいえ
 食事中や食後に嘔吐など、胃がもたれることがある はい・いいえ

●歯や口についてお尋ねします。痛いところがありますか？…………… はい・いいえ
 「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください
 歯がしみる・痛む はい・いいえ
 歯ぐきの腫れ・痛み・血が出る はい・いいえ
 口内炎ができてくる はい・いいえ
 口が閉かたまり・開けずと痛い はい・いいえ
 その他、痛みとる場所がある はい・いいえ

●歯みがきについて下記のような問題点がありますか？…………… はい・いいえ
 「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください
 歯ブラシ等が歯の表面を傷めている はい・いいえ
 歯が欠けてしまっている はい・いいえ
 歯が浮いている はい・いいえ
 歯垢がたまっている はい・いいえ
 その他、歯みがきをするにあたっての問題点がある はい・いいえ

●入れ歯について下記のような問題点がありますか？…………… はい・いいえ
 「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください
 入れ歯がない・壊れている はい・いいえ
 入れ歯を装着していない はい・いいえ
 入れ歯が合わない・痛みがある はい・いいえ
 入れ歯の清掃が十分にできない はい・いいえ
 入れ歯の装着が難しい はい・いいえ

●上記以外に何かお困りなことがありましたらお書きください。

●痛みや不具合がある場合、歯医者に行くことはできますか？…………… はい・いいえ
 「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください
 かかりつけの歯科医院がありますか？ はい・いいえ
 歯科医院名 _____

※ご記入ありがとうございました。この質問用紙は歯科担当者にお渡しください。
 作成：2020.12 日本歯科衛生士会

STEP 2 基本情報を記入

- 記入者の氏名（ふりがな）
- 性別・年齢のカテゴリー
- 介護申請をしていれば要介護度にチェック
- 実施日・実施場所

STEP 3 質問に回答する

質問用紙の太字の質問（4つ）について「はい・いいえ」に○を付けてください。



「はい」に○を付けた方は、下の囲みの中の質問にも○を付けてください。



質問以外の問題がある場合は、下段の「上記以外に何かお困りなことがありましたらお書きください」の欄にお書きください。



「痛みや不具合がある場合、歯医者に行くことはできますか」の質問に対して「はい・いいえ」に○を付けてください。



書き終えたら歯科担当者にお渡しください

STEP 4 質問用紙を受け取る

太字の質問に対して「はい」に○が付いている場合で、かかりつけの歯科医院があり、受診ができると回答した方には、早めの受診を勧めてください。それ以外の場合は、歯科支援チームか地元歯科医師会に連携をしてください。

災歯3-2

歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票（個別・個人）

実施日： / / 実施場所：

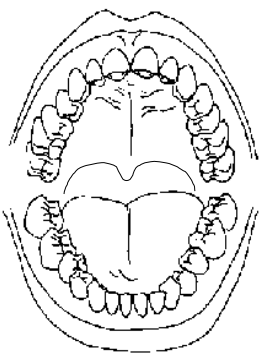
ふりがな 氏名		男 女	年 齢	☐ 0～5 ☐ 6～18 ☐ 19～64 ☐ 65以上	介 護 度	☐ 非該当 ☐ 要支援1・2 ☐ 要介護
実施場所のカテゴリー： ☐ 避難所 ☐ 仮設住宅 ☐ 施設 ☐ 在宅 ☐ その他（ ）						

主訴	
----	--

【口腔機能】

食事中や食後のむせ	1 ない	2 あまりない	3 あり
食事中や食後の痰のからみ	1 ない	2 あまりない	3 あり

【口腔内状況】

口腔衛生 状態	プラークの付着状況	1 ほとんどない	2 中程度	3 著しい	
	食渣の残留	1 ない	2 中程度	3 著しい	
	舌苔	1 ない	2 薄い	3 厚い	
	口腔乾燥	1 ない	2 わずか	3 著しい	
	口臭	1 ない	2 弱い	3 強い	
義歯の状況	上顎	1 総義歯	2 部分床義歯	3 義歯なし	
	下顎	1 総義歯	2 部分床義歯	3 義歯なし	
	義歯プラーク付着状況	1 ほとんどない	2 中程度	3 著しい	
臼歯部での 咬合	義歯なしの状態で	1 ない	2 あり	→ ☐ 片側 ☐ 両側	
	義歯ありの状態で	1 ない	2 あり	→ ☐ 片側 ☐ 両側	
歯科疾患	歯周病	1 ない	2 あり	→ ☐ 痛み ☐ あり	
	う蝕	1 ない	2 あり	→ ☐ 痛み ☐ あり	
	粘膜疾患	1 ない	2 あり	→ ☐ 痛み ☐ あり	

【指導・申し送り内容】

1.口腔衛生 2.口腔機能 3.義歯 4.治療連携 5.その他	
継続指導の必要性 ☐ 不要 ☐ 要	
記載者 所属・氏名	連絡先

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

ご本人控え

お名前		日付	年 月 日（ ）
お口の状態			
注意事項			
記載者 所属・氏名	チーム名	連絡先	

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

齒科保健医療ニーズ調査・保健指導実票(個別・複数)

実施場所:

実施日： 年 月 日 No()

実施場所のカテゴリ	当日の登録人数	その他、申し送り事項等がありましたらご記入ください。	記載者 所属・氏名
☐ 避難所 ☐ 仮設住宅 ☐ 施設 ☐ 在宅 ☐ その他()			

※標準(迅速集団)アセスメント票との対応

[illegible]

災歯3-4

歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票 総括票

実施場所： 当日の 登録者数 人 実施日： 年 月 日 ()

↑夜間を含む本部に登録されている人数

実施場所の 카테고리： ☐避難所 ☐仮設住宅 ☐施設 ☐在宅 ☐その他 ()

* 実施票は複数あっても「総括表」は日ごと、実施場所や活動ごとに分けて、1枚にまとめてください

【対応者数集計】

(単位：人)

対応 総人数	年齢				性別	
	0～5	6～18	19～64	65～	男性	女性

【ニーズ内容集計】

(単位：人)

(単位：人)

歯科口腔の 問題	食事をする 時の問題	歯みがきの 環境問題	歯みがきを する問題	歯や口の 清掃問題	歯科治療の 確保問題	追加対応 継続指導
ない						要
ある						
						不要

* 各項目の「ある」「ない」の合計は「対応総人数」と一致すること

【指導内容集計】

(単位：人)

歯科保健 指導	口腔衛生 管理	口腔機能 管理	義歯の 管理	歯科治療 連携
実施				

* ひとりに対して複数の指導を行った場合は全てカウントしてください

* 「要」「不要」の合計は
「対応総人数」と一致すること

【申し送り事項】

申し送り先	内 容

記載者 所属・氏名	連絡先

* 本部や関連機関への報告や、記録管理に活用ください。

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

災歯3-5

歯科保健指導実施票（集団）

実施場所： 当日の 登録者数 人 実施日： 年 月 日（ ）

↑夜間を含む本部に登録されている人数

実施場所の 카테고리： ☐避難所 ☐仮設住宅 ☐施設 ☐在宅 ☐その他（ ）

対象者	妊婦(人)	幼児 (人)	児童・生徒(人)	参加 人数	人
	成人(人)	高齢者(人)	障害児・者(人)		

【指導内容】

1.口腔衛生管理 2.口腔機能管理 3.義歯の管理 4.歯科治療連携 5.その他

*簡単に指導内容を書いてください

継続指導の必要性 ☐不要 ☐要

【申し送り事項】

記載者 所属・氏名		連絡先	
--------------	----------------------	-----	----------------------

保健師全国共通様式

様式 1

健康相談票(共通様式)		方法 ■面接 ■訪問 ■電話 ■その他 ()		対象者 乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他()		担当者(自治体名)			
初回 ■ () 回						相談日 年 月 日			
保管先						時間			
						場所			
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別		生年月日		年齢		
			男・女		M・T・S・H 年 月 日		歳		
	被災前住所		連絡先		避難場所				
					自宅				
	①現住所		連絡先		自宅外:車・テント・避難所 (避難所名:)				
	②新住所		連絡先		家族状況				
					独居 ■ 高齢者独居 ■ 高齢者のみ世帯				
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				家族問題あり()				
被災の状況				制度の利用状況					
				■介護保険(介護度)					
				■身体障害者手帳(級)					
家に帰れない理由 自宅倒壊 ■ ライフライン不通 ■ 避難勧告 ■ 精神的要因(恐怖など) その他()				■療育手帳(級)					
				■精神保健福祉手帳(級)					
				■その他()					
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ()		現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()		内服薬 なし ■ あり(中断 ■ 継続) 内服薬名()				
					医療器材・器具 在宅酸素 ■ 人工透析 その他()		医療機関名		
					食事制限 なし あり 内容() 水分()		被災前: 被災後:		
							血圧測定値		
							最高血圧:		
							最低血圧:		
	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)				具体的自覚症状(参考)				
					①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況	自立	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	一部介助								
	全介助								
	備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容					支援内容			
						今後の支援方針 解決 継続			

保健師全国共通様式

様式 2

避難所情報 日報
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

ピンクセルは活動初期に重点的に把握すべき事項

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)		避難者数		
				人(昼: 人 夜: 人)		
	電話	FAX		施設の広さ		
		メールアドレス				
	スペース密度	過密・適度・余裕	1人当たり専有面積	m ² くらい		
	交通機関(避難所と外との交通手段)			施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)		
組織や活動	管理統括・代表者の情報					
	氏名(立場)					
	その他					
	連絡体制 / 指揮・命令系統					
	自主組織	有()・無				
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()				
	ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()				
	医療の提供状況					
	救護所	有・無 巡回診療 有・無				
	地域の医師との連携	有・無				
	現在の状況 (◎十分,○どちらかというと足りている,△どちらかという不足,×皆無)					
環境的側面	ライフライン	電気	◎・○・△・×			
		ガス	◎・○・△・×			
		水道	◎・○・△・×			
		飲料水	◎・○・△・×			
		固定電話	◎・○・△・×			
		携帯電話	◎・○・△・×			
	設備状況と衛生面	洗濯機	◎・○・△・×			
		冷蔵庫	◎・○・△・×			
		冷暖房	◎・○・△・×			
		照明	◎・○・△・×			
		調理設備	◎・○・△・×			
		トイレ	◎・○・△・×	(箇所) 下水	無・有	
			清掃	◎・○・△・×	くみ取り	◎・○・△・×
			手洗い場	◎・○・△・×	手指消毒	◎・○・△・×
			風呂	◎・○・△・×		
		喫煙所	◎・○・△・×		(分煙: 無・有)	
	生活環境の衛生面	清掃状況	不良・普・良	床の清掃	無・有	
		ゴミ収集場所	無・有	履き替え	無・有	
		換気・温度・湿度等	空調管理	不適・適		
		粉塵	無・有	生活騒音	不適・適	
		寝具	◎・○・△・×	寝具乾燥対策	無・有	
		ペット対策	無・有	ペットの収容場所	無・有	
		食事の供給	食事	◎・○・△・×		
	炊き出し		無・有	残品処理	不適・適	

保健師全国共通様式

様式 3

避難所避難者の状況 日報 (共通様式)	避難所名	活動日	記載者(所属・職名)
		年 月 日	

避難所活動の目的:

ピンクセルは活動初期に重点的に把握すべき事項

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討?
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態				対応・特記事項	
配慮を要する人	高齢者	人	うち75歳以上	人	配慮を要する人の全体像	要援護者数	人
			うち要介護認定者数	人		うち全介助	人
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人		うち一部介助	人
	産婦	人				うち認知障害	人
	乳児	人				外国人	人
	幼児・児童	人	うち身体障害児	人			
			うち知的障害児	人			
			うち発達障害児	人			
	障害者	人	うち身体障害者	人			
			うち知的障害者	人			
		うち精神障害者	人				
		うち発達障害者	人				
	難病患者	人					
	在宅酸素療養者	人					
	人工透析者	人					
	アレルギー疾患児・者	人					
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人	対応・特記事項		
			うち糖尿病治療薬	人			
			うち向精神薬	人			
有症状者数	人数の把握	総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	専門的医療ニーズ ◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無	
	外傷	人	人	人	人	小児疾患	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
	下痢	人	人	人	人	精神疾患	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
	嘔吐	人	人	人	人	周産期	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
	発熱	人	人	人	人	歯科	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
	咳	人	人	人	人	対応・特記事項	
	便秘	人	人	人	人		
	食欲不振	人	人	人	人		
	頭痛	人	人	人	人		
	不眠	人	人	人	人		
防疫的側面	食中毒様症状(下痢、嘔吐などの動向)						
	風邪様症状(咳・発熱などの動向)						
	感染症症状、その他						
まとめ	全体の健康状態						
	活動内容						
	アセスメント						
	課題/申し送り						

健康相談票 經過用紙

[illegible]

<（公社）日本栄養士会作成>【行政栄養士用】（様式例3）

被災者健康相談票

相談日 年 月 日（ ）

No	担当者名
種 別	面接 → 避難所名、又は住所（ ） TEL（電話番号： ） ・ その他（ ）
相談者氏名	
対象者	・ 本人 ・ 本人以外 → 氏名（ ）（続柄： ）
※以下は、対象者の方についてご記入下さい。	
生年月日	明治・大正・昭和・平成（ ）年（ ）月（ ）日（ ）歳
対象者属性	乳幼児 ・ 妊婦 ・ 授乳婦 ・ 食物アレルギー
現病歴	糖尿病 ・ 高血圧 ・ 腎臓病 ・ その他（ ）
現病歴の治療 状況	現在の服薬状況（中断 ・ 継続） 薬品名（ ）
これまでの 食事制限	食事制限（有 ・ 無） 具体的な制限内容（ ）
現在の 自覚症状	・ 発熱・吐き気・便秘・下痢・口腔内症状（ ） ・ 歯に関する症状・その他（ ）
現在の 食事内容	乳児の場合（母乳 ・ 粉ミルク ・ 混合）・離乳食（開始 ・ 未開始） 子ども・成人・妊婦・授乳婦・高齢者の場合 （主食 ・ たんぱく質を多く含む食品(肉、魚、卵、乳類等) ・ 野菜 ・ 果物） 具体的な食事内容（ ） 1日の食事回数（1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ その他（ ）） 食 欲（有 ・ 無） 水分摂取状況（ ml）
身体活動	1日座位、寝ていることが多い ・ 身体を動かしている
相談内容	
指導内容	
今後の支援 計画	（解決 ・ 継続）
自由記載欄	

【行政栄養士用】（様式例5）

県保健福祉事務所・センター → 県健康増進課

栄 養 指 導 報 告（避難所等）

（ 月 日 ～ 月 日現在）

1 栄養指導数

	実人数	延べ人数	性別		年齢（歳）				
			男性	女性	乳児	幼児	6～17	18～69	70～
対象者数									
実施者数									

2 主な疾患（実施者）

	糖尿病	腎疾患	心臓疾患	高血圧症	アレルギー	摂食嚥下	食欲不振	その他
実施者数								

3 相談者数 管理栄養士・栄養士 実人数（ ）人、延べ人数（ ）人

4 指導場所 避難所（ ）箇所、自宅（ ）箇所、その他（ ）箇所

5 指導内容

指導内容	件数	特 記 事 項
① 栄養食事指導		
② リーフレットの配布		
③ 栄養補助食品の配布		
④ 栄養補助食品の紹介		
⑤ 医療機関紹介		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

5 問題点・課題

【行政栄養士用】（様式例 6）

管内給食施設被災状況調べ

(年 月 日 () 現在)

給食施設名（住所）	種別	破損数	給食実施体制		支援要請内容	対応先	特記事項
			① 非常時対応 ② 休止・中止 ③ 通常給食	④ 被災住民受入 ⑤ 炊き出し ⑥ 不明			
		・全壊 ・一部 ・半壊 ・なし			① ライフライン ② 食材 ③ 人材 ④ その他	① 市町村本部 ② 保健所 ③ 県栄養士会 ④ その他	
		・全壊 ・一部 ・半壊 ・なし	① 非常時対応 ② 休止・中止 ③ 通常給食	④ 被災住民受入 ⑤ 炊き出し ⑥ 不明	① ライフライン ② 食材 ③ 人材 ④ その他	① 市町村本部 ② 保健所 ③ 県栄養士会 ④ その他	
		・全壊 ・一部 ・半壊 ・なし	① 非常時対応 ② 休止・中止 ③ 通常給食	④ 被災住民受入 ⑤ 炊き出し ⑥ 不明	① ライフライン ② 食材 ③ 人材 ④ その他	① 市町村本部 ② 保健所 ③ 県栄養士会 ④ その他	
		・全壊 ・一部 ・半壊 ・なし	① 非常時対応 ② 休止・中止 ③ 通常給食	④ 被災住民受入 ⑤ 炊き出し ⑥ 不明	① ライフライン ② 食材 ③ 人材 ④ その他	① 市町村本部 ② 保健所 ③ 県栄養士会 ④ その他	
		・全壊 ・一部 ・半壊 ・なし	① 非常時対応 ② 休止・中止 ③ 通常給食	④ 被災住民受入 ⑤ 炊き出し ⑥ 不明	① ライフライン ② 食材 ③ 人材 ④ その他	① 市町村本部 ② 保健所 ③ 県栄養士会 ④ その他	

【行政栄養士用】（様式例7）

県保健福祉事務所・センター → 県健康増進課

管内給食施設被災状況調査報告（ 年 月 日）

1 破損数

	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所	寄宿所	その他
全 壊									
半 壊									
一 部									
な し									

2 給食実施体制

	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所	寄宿所	その他
非常時対応									
休止・中止									
通 常 給 食									
被災住民受入									
炊 き 出 し									
不 明									

3 支援要請

	支援要請内容	対応先		
		市町村本部	保健所	その他
① ライフライン				
② 食材				
③ 人材				
④ その他				

（新潟県様式を参考に改編）

津波や地震から守った大事な命
避難所で失わないで！！

僕が
命を守るよ！！

震災後に急増するのは

肺炎や脳梗塞



お口の清潔が
予防に役立ちます！！

<歯みがきの効果 その1>

お口のバイキンを減らす

= **のどや肺もキレイ**になる
(風邪・インフルエンザ・肺炎の予防)

むし歯や
歯周病の予防
だけじゃ
ないんだね

<歯みがきの効果 その2>

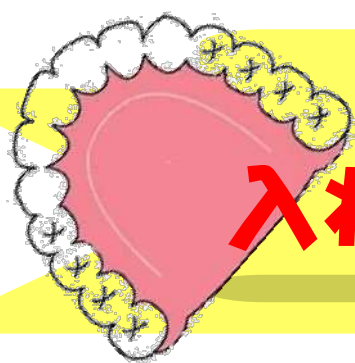
歯ブラシの刺激が

口の中から**脳を活性化**する
(気管の異物を出す咳反射、食べ物を正しく飲み込む嚥下反射が向上する)

乾いた口の中は危険がいっぱい。水なしでも歯ブラシで口を刺激するうちに唾液で湿って汚れも落とせます。飲料水やお茶があるなら飲む時に、ブクブクうがいで汚れを落とします。

お口やのどの働きが弱らないよう、食前・食後に口や舌の体操、頬や顎内側のマッサージで唾液も出ます。脳神経への刺激にもなります。

水や歯ブラシなしでも
できることがあります！



入れっぱなしの 入れ歯 は 要注意・・・
入れ歯も上手にキレイにしてね！

5秒でも**OK! 1分**で**効果十分!!**

「お口の健口体操」

グー・パー・ぐるぐる・ごっくん・べー



あなご! どなたも!
**体操の
効果!**
いつでもできる!

①～⑤を**3回以上**、毎日繰り返し続けることで

- 効果1 脳の血流UPで頭スッキリ!
- 効果2 唾液分泌UPでお口もうるおう!
- 効果3 舌の力で飲みこむ力も向上!
- 効果4 フェイスラインもスッキリ!
- 効果5 オーラルフレイルも予防!

→「オーラルフレイル」については、裏面をご覧ください。



食 運動 社会参加 3つのバランスで未病改善!

お口の体操についてもっと詳しく知りたい方は
YouTubeで「**かながわ健口体操**」をチェック!

かながわ健口体操

検索



県の中へ検索

お問い合わせ先 ▶ 神奈川県 健康増進課 ☎045-210-4784

オーラルフレイルって 何でしょう？

歯とお口の機能低下を「オーラルフレイル」と言い、
全身の筋肉や心身の活力の衰え（フレイル）や
介護が必要な状態になる原因のひとつとも言われています。
ささいな歯とお口の変化に早めに気づき、対応することが大切です。



オーラルフレイルを予防するためにも
毎日のお口の健口体操「グー・パー・ぐるぐる・ごっくん・ベー」の実践と
かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯とお口のチェックが大切です。



災害時 避難所 口腔ケア 支援の手引き（保健師・看護師用）

避難所生活では、口腔ケアが後回しになりがちです。 歯ブラシや水もない、口に入った食べ物もアメやチョコレートしかない・・・口腔の清潔を保てない状況が多々あります。こんな時でも口から健康に及ぼす災害の連鎖を断ち切り、被災者の命を守り強める口腔ケア支援のポイントを紹介します。

1 支援の基本 ～ 5つの口腔ケア支援ニーズのアセスメント

5つのアセスメントで、支援の必要性を判断できます。

□① 水と歯ブラシ等の確保？	歯ブラシが確保できているか、また、歯磨きやうがいのための水、洗面所等は確保できているか？ → 2-①、6
□② 口腔の痛みや不快感？	口内炎、口の痛みや乾燥で不自由している人はいないか？ → 2-②・③、5、6
□③ 入れ歯や咀嚼？	義歯をなくしたり、義歯が合わなかったり、噛めない人（高齢等）はいないか？ → 3、4、5
□④ 口臭やムセなど？	口臭が強い人、口の汚れや渴きが目立つ人、ムセや食べこぼしの多い人はいないか（他覚症状） → 2-①、6、5
□⑤ ハイリスク者の口腔ケア？	赤ちゃんや高齢者、糖尿病患者の口のケアは大丈夫か → 4

2 よくある症状とその対処方針

	症状	主な背景(原因)や 病理的な現状		対処方針(応急)
①	口の汚れ 口の渇き 口臭	疲労	自覚がないまま、 口腔の不衛生が 進みつつある	口腔の不衛生から気道感染などへの悪循環を予防する必要がある。日常的な口腔ケア習慣を再開できるよう啓発教育をする。歯磨き、うがい、お口の体操(→5)等により、口腔内の潤いと清潔の維持が必要となる。
②	口内炎 歯肉炎	栄養不足 精神的ストレス 口腔衛生の不足	粘膜の抵抗力低下と口腔細菌の増加による炎症が起きた	まず、うがいや歯磨き等で口腔内の細菌を抑制し清潔レベルを上げること。次に、粘膜を保護し、消炎を図ること。口の中を清潔にするには、薬用洗口剤や歯磨剤、濃いお茶でのうがい等も有効となる(→6)。お口の体操で唾液を増やすことも加えるとよい。
③	歯痛 歯ぐきの痛み	など 	歯痛は主に付着した砂糖など浸透圧で痛む むし歯や歯周病などの慢性病変が急性化 義歯の不適合	痛みの部位をよく確認し、まず、その原因を探る。むし歯はう歯の穴に詰まった食べかすを除去し、さらに洗口剤などで消毒する。歯ぐきの発赤や腫れなども、抗炎症剤入り歯磨剤などで清潔を保持しつつ、炎症を抑える。歯と歯の間の食べかすは歯ブラシや爪楊枝で除去するだけで痛みが軽くなることもある。

3 見逃してはいけないリスク ～ 義歯の紛失、義歯の不適合

- ア. 義歯を紛失した人や義歯が不適合の人の**体調には要配慮です！**「**食べづらさ**」による**栄養低下**、「**飲みづらさ**」による**水分不足**で、全身状態が悪化しやすい傾向があります。
- イ. 避難所生活が長引くにつれ、体重減少で口腔内も痩せて、その結果、義歯が不適合になる可能性が大きいのです。
- ウ. 不適合な義歯や義歯のない噛み合せは、残った歯や歯ぐき・粘膜を傷つけ口内炎を誘発します。
- エ. また、義歯の紛失や不適合は、口腔に食べかすや歯垢を多く停滞させます。この不衛生も加わって、**誤嚥性肺炎**を招き易くなるので、うがいや清拭等の口腔ケアが一層必要なのです。
- オ. 速やかに、義歯の作成や調整など、歯科の要医療者としての手配をして下さい。
- カ. 高齢者の食べにくさ(咀嚼機能不全)は、使わない**口の機能の廃用低下**が心配です。起きてすぐや食前に、「お口の体操」を実施し、体と目を覚まし、唾液を分泌させ、食べる手助けにします。食後は舌の動きと唾液で、口腔内を洗浄しましょう。
- キ. 義歯の不適合には義歯安定剤で一時的な代用も可能ですが、**まめな清潔保持が必須**です。



4 ハイリスクグループ に求められる 口腔ケア支援

ア. 高齢者・要介護者

免疫機能・口腔機能(摂食嚥下、分泌、咀嚼、味覚等)の低下した高齢者で、口腔清掃の不備から風邪やインフルエンザなどの気道感染そして誤嚥性肺炎の発生が高まります。そのため、義歯のチェック(→3)と同時に、自分で磨けない人には口腔ケアの介助が必要になります。さらに、ムセや食べこぼしのある嚥下機能の低下した要介護高齢者や嚥下障害者には、次のような口腔ケアと食の支援が重要になります。



*とくに、嚥下障害者には

口腔の清潔に加え、①正しい**食事の姿勢**と食に集中できる環境、②飲み込みやすい**食形態**(さらっと流れる水分は危ない)、③「**ごっくん力**」に応じ食前の**健口体操**(→5)を徹底します。

イ. 糖尿病患者・高血圧者

これらの患者の特徴は、**歯周病**の合併が多い上、治療薬も持てずに避難し、運動や食事療法もできずにいることです。口腔ケア不足から歯周病の悪化(炎症性サイトカインが**増加**)、動脈硬化やインスリン抵抗性の亢進、その結果の**脳梗塞**や肺炎へと負の連鎖が最も危惧されます。糖尿病患者等への徹底

災害時の肺炎発症機序



した口腔ケアは、単に歯周病悪化の防止だけでなく、脳梗塞や肺炎への続発を起こさせない一助なのです。こんなストレスフルな時だからこそ！ 口腔ケアが必須です。

ウ. 乳幼児

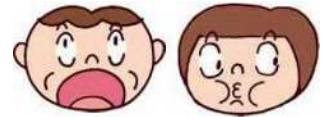
避難所で、アメやチョコレートなどの砂糖の多い甘いお菓子が続いたり、水やお茶の代わりに、ジュースやイオン飲料など歯を溶かす飲料を哺乳瓶などで長く口に滞るような与え方をしてしまうと、一気に**むし歯が多発する傾向**があります。もし、むし歯の痛みで、ぐずったり、夜泣きが出たりしても、痛み止めも効きません。だから与えないこと、親の歯磨き介助、そして、**歯の観察**が基本です。



フッ素入り歯磨剤が入手できれば、歯ブラシがない場合でも小豆大くらい取り出し、少量の水に溶いて歯に塗ります(できなればうがい、ふき取ります)。もし、**緑茶**があればこれを活用します(→6)。なお、食後の**キシリトール**のタブレットもむし歯の予防に有効でしょう。



5 お口の体操(別添の「健口体操」)のすすめ



お口の「健口体操」は、口の機能を高め、口腔を清潔にする唾液の分泌を助ける運動です。道具を使わずに「いつでも・どこでも・誰でも・簡単に」でき、口や顔面から脳も刺激し、脳の覚醒やストレスの解消しながら、唾液分泌が亢進され、会話がしやすく、食事にもムセにくく、飲み込みやすくなる効果があります。避難所で簡単にできる機能低下防止の健康教育で、徐々に被災者から普及者を育成したり、身体運動と組合せたりの実施も効果的です。

6 お口の清潔の援助 ～ 口腔ケアの方法

① 水やフラスがなくても…



- ア. 唾液がよく出るよう、食前食後に口や舌の体操や唾液腺のマッサージ(健口体操→5)をする。
- イ. ぬらした**ガーゼ**や**タオル**など手指にまいて歯ブラシ代わりに歯の表面を擦過してふき取る。
- ウ. ミカンや**柑橘類の皮**(できれば乾かして)や、**お茶**や**柳の葉**などで歯や歯ぐきマッサージしながら、汚れをふきとってよい。
- エ. 爪楊枝やミシン糸など入手できたら、歯と歯の間の食渣を除去する。



② 歯ブラシが確保できれば…

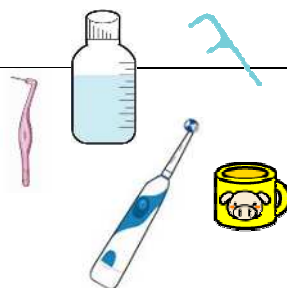
- ア. 毎食後に隅々まで丁寧な歯磨きを励行し、乳幼児や要介護者の方には**介助**を行うようにしましょう。
- イ. 歯磨剤やお茶によるうがいや歯磨きが有効です。お茶はカテキンの殺菌作用を期待できます。
- ウ. **義歯**や**舌の清掃**も重要です。歯のない方も、歯ブラシで口の**粘膜**や**筋肉の刺激**を高めます。(粘膜は、こすり過ぎ、傷をつけないように注意！)



7 保健師等が用意できるとよい **口腔ケア支援グッズ** チェックリスト

① 口腔清掃用具	☐ 乳幼児用歯ブラシ、 ☐ 歯間ブラシ、 ☐ デンタルフロス、 ☐ スポンジブラシ、 ☐ 超軟毛ブラシ、 ☐ 入れ歯用ブラシ ☐ その他()
② 口腔衛生薬剤等	☐ フッ化物配合歯磨剤、 ☐ 同（小児用）、 ☐ 液体歯磨剤、 ☐ 義歯洗浄剤、 ☐ 義歯安定剤（粉・練）、 ☐ 薬用洗口剤、 ☐ 増粘剤、 ☐ キシリトールタブレット ☐ その他()
③ 口腔観察用具	☐ 歯鏡、 ☐ 探針、 ☐ ピンセット、 ☐ グローブ、 ☐ 手鏡、 ☐ ペンライト、 ☐ 手指消毒薬剤、 ☐ その他()
④ 啓発用媒体	☐ リーフレット（別添：「お口の健口体操」、 ☐ ポスター（別添：「避難所での口腔ケアのすすめ」、 ☐ その他()

* 各所の歯科担当者が調達します。
 使用法等含めてご相談ください。



健康な舌、舌苔もほとんどない

8 支援者自身の口腔ケア

- ① 支援者自身、自らの舌の色の観察を忘れず、口腔の健康管理を心がけてください。

舌の色が、白味が厚みを増してきたら（舌苔）、口腔乾燥や内臓機能低下、体調低下の兆候です。

- ② 疲れや緊張の連続は、**唾液分泌**を低下させ、歯垢や歯石沈着と合わさって**歯肉炎**を引き起こします（→2）。この場合、通常の歯磨きでも歯肉からの**出血**や**口臭**などで気づかされます。
- ③ 歯を磨く余裕が十分ないかもしれませんが、数日に1回は歯ブラシ片手に念入りの歯磨きと歯間清掃（フロスや歯間ブラシなど）を行いましょ。
- ④ すぐに歯磨きができない時も、**シュガーレスガム**などをよく噛んで、その爽快感と同時に唾液を出し、口腔機能の賦活を通じた、副交感神経刺激を心がけましょ。顔面体操などお口の健口体操も**ストレス発散効果**があります。



（上）規則正しい生活とケアが行われていた頃
 （下）疲労の連続とケア不足の後



<資料1>

お口の体操(健口体操)のすすめ

(株)社会保険出版社「今日からできる介護予防シリーズ 口から始める健口生活」より

(注:禁無断転載*1)

A 顔面体操(グー・チョキ・パー・プー体操)

顔面体操1/グー・チョキ・パー・プー体操

顔全体を使って1日3回を目安に行います。

目の向きもポイント! 目だけ、口だけ、目と口両方と、順番に行ってもよいでしょう。

脳にほどよい刺激が伝わり
気持ちがスッキリし、
表情を豊かにします。

グー



- 目 ギュッと閉じる
- 口 口角を上げ
しっかり閉じる

チョキ



- 目 寄り目にして
鼻の頭を見る
- 口 とがらせる

パー



- 目 上下に動かす
- 口 大きく開く

プー



- 目 見開いて左右に動かす
- 口 しっかり閉じ、頬を
ふくらませる

イ 舌体操

口を開けて/舌体操

それぞれ5回ずつ行います。



舌の先に力を入
れ、舌を出したり、
引っ込めたりする



舌をできるだけ
前に出して、左
右に動かす



舌を左回り、右回り、
口の回りをなめる
ように交互に回す



舌を出して鼻の頭や、
あごをなめるよう
に上へ、下へと動かす

口を閉じて/舌体操

口を閉じて行うバージョンです。
それぞれ5回ずつ行います。



舌で上唇を
押す



舌で下唇を
押す



舌で左右の
頬を押す



閉じたままで口唇の内
側をなめるように回す
(右回り、左回り)

最後にたまっただ液をゴクン!

ウ 唾液腺マッサージ

実践編

だ液の分泌をよくします

※痛みや腫れがある場合などは、無理せず、医師や歯科医師などにご相談ください。



耳下腺への刺激

指4本で耳の前の頬を後ろから前へマッサージ



顎下腺への刺激

あごの骨の内側の柔らかい部分を①～⑤の順で押す



舌下腺への刺激

親指であごの下から舌のつけ根をつき上げる

エ ごっくん体操

ゴックン力アップ編 ゴックン力をチェック ☒



のどぼとけに2本指をあてて、だ液をゴックンと飲み込むことを繰り返し、30秒間で何回できたかを数える。
(RSST試験)

30秒間で「ゴックン」が3回以下の場合、嚥下障害の疑いがあります。

次のゴックン体操を加えましょう



*1) リーフレットが欲しい方、複写したい場合は、出版元の社会保険出版社(連絡先:東京都千代田区猿樂町1-5-18 千代田ビルTEL.03(3291)9841)にご連絡ください。

<資料2> 別添

「災害時の口腔ケア・歯科治療Q&A」

携帯サイト版 http://www.oralcare-jp.org/m/q_and_a.html

(社)全国在宅歯科医療・口腔ケア連絡会(HDCネット)と日本口腔ケア学会の作成物

発行日 令和 3 年 7 月 8 日

編集・発行 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話 045-210-1111（代）